

白河市複合施設管理運営基本計画（案）



基本設計時点（令和 5 年 3 月）の外観イメージ

令和 6 年 7 月版

白河市

目次

第1章 はじめに	1
1. 管理運営基本計画策定の背景と目的	1
2. 管理運営基本計画の位置付け	2
3. 管理運営基本計画策定の進め方	5
第2章 複合施設の概要	6
1. 設計のコンセプト	6
2. 導入機能の概要	7
3. 施設配置の概要	8
4. 各施設機能の概要	9
第3章 管理運営の基本方針	11
1. 管理運営の基本理念と方針	11
2. 管理運営の5つの基本方針	12
第4章 施設機能別の考え方	17
1. 生きがいづくり機能	17
2. 子育て支援機能	23
3. 健康増進機能	27
4. 交流機能	29
5. 官民連携機能	33
第5章 施設利用の基本方針	35
1. 開館日・開館時間に関する方針	35
2. 料金に関する方針	39
3. 危機管理に関する方針	42
第6章 管理運営体制及び管理運営手法	44
1. 管理運営体制	44
2. 管理運営手法	46
3. 全体の管理運営手法	49
4. 収支計画	50
第7章 施設の供用開始に向けて	52
1. 供用開始までのスケジュール	52
2. 開館準備計画	53
3. 既存施設・跡地の利活用について	55

第1章 はじめに

本章では、管理運営基本計画を定めるうえでの前提として、「策定の背景と目的」、「本施設に期待される役割」、「上位関連計画との関係」、「進め方」をまとめています。

1. 管理運営基本計画策定の背景と目的

白河市（以下、市）では、令和元年8月に策定した『市民会館跡地利活用基本方針』において、「白河文化交流館コミネス」の建設により従来の役目を終えた「市民会館跡地」の利活用について、市民福祉の向上に資する施設の整備事業（複合施設整備事業）を実施する方針を定めました。そして、市民の皆様をはじめ専門家の方々と交えて議論を重ね、令和3年3月に整備コンセプトを「**みんなの笑顔がつながる ほっとスペース**」とし、『白河市複合施設整備基本計画』（以下、「基本計画」という。）を定めました。それを経て令和5年3月に『複合施設整備基本設計』（以下、「基本設計」）を完了させたところです。

複数の機能を持つ公共施設を一体的に整備・運用する際には複数の所管課が存在することになり、そうした中で多様化する市民ニーズに応えるためには、庁内の綿密な連携と、複合化の効果を最大限に発揮できる独自性のあるサービスを提供することが求められています。加えて近年では、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的に、民間事業者のノウハウを活用した管理運営手法を採用する事例が全国的に増えています。

こうした背景を受け、複数の所管課や民間事業者と綿密に連携していくために**複合施設開館後の管理・運営に関する基本的な方針を示すもの**として、複合施設で提供する具体的なサービスの内容や、開館日・開館時間・利用料金の考え方などを取りまとめた「**管理運営基本計画**」を策定します。

〈これまでの経緯〉

年月	経緯
令和元年8月	市民会館跡地利活用基本方針 策定 ・「健康」をテーマに、「市民の幸福感（生き生き度）の向上」をコンセプトとして設定。 ・「からだの幸せ」として健康増進・子育て支援・高齢者支援の関連機能を、「こころの幸せ」として生きがいづくり・学び・交流促進の関連機能を、「その他」として総合窓口（ワンストップサービス）機能を有した複合型施設を整備する方針を定めた。
令和3年3月	複合施設整備基本計画 策定 ・整備コンセプトとして「 みんなの笑顔がつながる ほっとスペース 」を設定。 ・健康増進・子育て支援・防災対策・生きがいづくりの4つの基本機能に市民支援機能・交流機能・官民連携機能を加えた導入機能を整理した。 （ 検討懇談会7回、アンケート調査2回、インタビュー調査2回、パブリックコメント1回 ）
令和5年3月	複合施設整備基本設計 策定 ・基本計画で設定した整備コンセプトの実現に向け、市民等で構成する検討委員会の専門的知見など、広く意見を伺いながら検討を重ね、導入機能を健康増進・子育て支援・生きがいづくり・交流・官民連携の5つに整理し、複合施設の配置や平面計画など建物の概略を示す基本設計を取りまとめた。 （ 検討委員会13回、ワークショップ6回、パブリックコメント2回、関係団体との意見交換31回、住民説明会10回 ）

2. 管理運営基本計画の位置付け

(1) 社会情勢の変化と期待される役割

少子・高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習活動や社会参加活動を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められるとともに、就業を継続したり日常生活を送ったりする上でも社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要とされています。

また、一人暮らし高齢者や共働き家庭の増加も背景に、地域社会において多世代が交流することの意義が再認識されていますが、地域のつながりの希薄化も進み、子どもや若者同士の育ち合い・学び合いの機会の減少等により、「子ども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっています。このため、地域において交流の場を新たに創出することや、意図的に「居場所」をつくりだす取り組みが求められています。

さらに、ボランティア活動やNPO活動等を通じた社会参加の機会は、生きがい、健康維持、孤立防止等につながるとともに、福祉に厚みを加えるなど地域社会に貢献し、世代間、世代内の人々の交流を深めて世代間交流や相互扶助の意識を醸成することにつながると期待されます。

参考：「高齢社会白書」（内閣府）、「少子化社会対策白書」（こども家庭庁）

こうした社会の変化に柔軟に対応する、包括的かつ普遍的な考え方として、基本計画の「整備コンセプト」を管理運営基本計画における「基本理念」として設定します。

 **みんなの笑顔がつながる ほっとスペース** 
 ~みらいの暮らしをつくり、豊かに住み続けられる「まち」の拠点~

〈コンセプトに込められた思い〉

- 人と人がつながり、人と必要な情報をつなげ、市民が楽しく暮らせる「白河」へつなげられる拠点となり、多世代の方が交流し、この施設を訪れるみんなが笑顔になる。
- 温かくて安心感があり、誰もが気軽に立ち寄れるスペースとして、顔が見え相談がしやすく、コミュニケーションのとれる出会いの場となる。
- 官民連携などにより、みらいを創造する人が集い、豊かに住み続けられる「まち」の拠点となる。

(2) 上位・関連計画との関係

① 上位計画

令和5年4月に策定された、今後5年間の市政運営の方針として最上位計画となる『白河市行動計画-アジェンダ2027-』で定めた「白河市の将来像」は次のとおりです。

星がある。城がある。君がいる。白河 ~Well-being City Shirakawa~

豊かな自然や歴史・文化が息づき、人と人とのつながりがある白河で、多くの人が日々の生活の中にある「小さくても確かな幸せ」や「真の豊かさ」を実感できる。そんな白河を目指します。

② 関連計画

本市における関連計画の中で、複合施設整備により実現を期待する政策的課題は以下のとおりです。このうち、管理運営面で実現すべき事項について示します。

関連計画による政策的課題		管理運営基本計画で実現すべき事項
エリアの位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 人と人との交流の中心となる“コアゾーン”の形成 文化・交流の核となるエリアの形成 市民共楽－誰もが集い、楽しめる街づくり 「都市計画マスタープラン」「立地適正化計画」「中心市街地活性化基本計画」	⇒ まちなかの活動拠点 市民が自然と集まる「居場所」
生きがいのづくり	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習機会の提供 学習環境の整備 文化芸術環境の整備 「生涯学習推進計画」「文化芸術推進基本計画」	⇒ 施設の活用促進による にぎわいの創出
健康増進	<ul style="list-style-type: none"> 市民の健康管理の推進 子どもや母親の健康の維持増進 健康づくりの意識の向上と健康寿命の延伸 健康づくり活動に自主的に関われる環境の整備 「子ども・子育て計画」「みらい創造総合戦略」「地域福祉計画」「食育推進計画」「いきいき健康しらかわ21」	⇒ 心と体の健康増進 × 子育てしやすい環境づくり × 生涯学習の推進 ⇕ 交流の促進
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠期から子育て期にわたる相談・支援の推進 保育サービスの充実、ひとり親等への就労支援、仕事と子育ての両立の推進 地域社会全体での子育て支援環境の充実 「みらい創造総合戦略」「子ども・子育て計画」	⇒ 市民とともにつくる施設
交流	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の保護者・子ども同士の交流の促進 幅広い世代の交流の場の充実 伝統行事やイベントによるにぎわいづくり 地域内での交流と多様な社会参加活動の促進 誰もが利用できる相談体制や居場所の整備 「子ども・子育て計画」「みらい創造総合戦略」「地域福祉計画」「中心市街地活性化基本計画」	⇒ 行政サービス向上と財政負担軽減との両立の実現
市民参加	<ul style="list-style-type: none"> 市民協働の推進 参画と協働による“市民とともにつくるまちづくり” 「みらい創造総合戦略」「市民参画・協働推進指針」	
官民連携	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度の導入等による民間活力の積極的な活用 「第2次行政経営改革プラン」「公共施設等総合管理計画」	
公共施設マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等の総合的な利活用の推進 財政負担の軽減と市民が必要とする行政サービスの維持向上の両立 「公共施設等総合管理計画」	

(3) 管理運営基本計画の目指すべき姿

新たな「まち」の拠点として、まちづくりの主体である市民や事業者との協働により、利用しやすい仕組みの構築や効率的な管理運営を進めます。

また、一つの施設の中で「心と体の健康づくり」、「安心して子育てできる環境の充実」、「魅力ある生涯学習の機会の提供」など多機能に取り組むことで、違う目的の人たちが施設で出会い、そこから新たな交流が生まれ、施設ににぎわいをもたらすとともに、各機能が連携することにより、複合施設としての相乗効果を高めます。

さらに、設計と連携した居心地の良い空間の創出により、多くの市民が自然と集まる場となることで、基本理念「みんなの笑顔がつながる ほっとスペース」の実現を目指します。

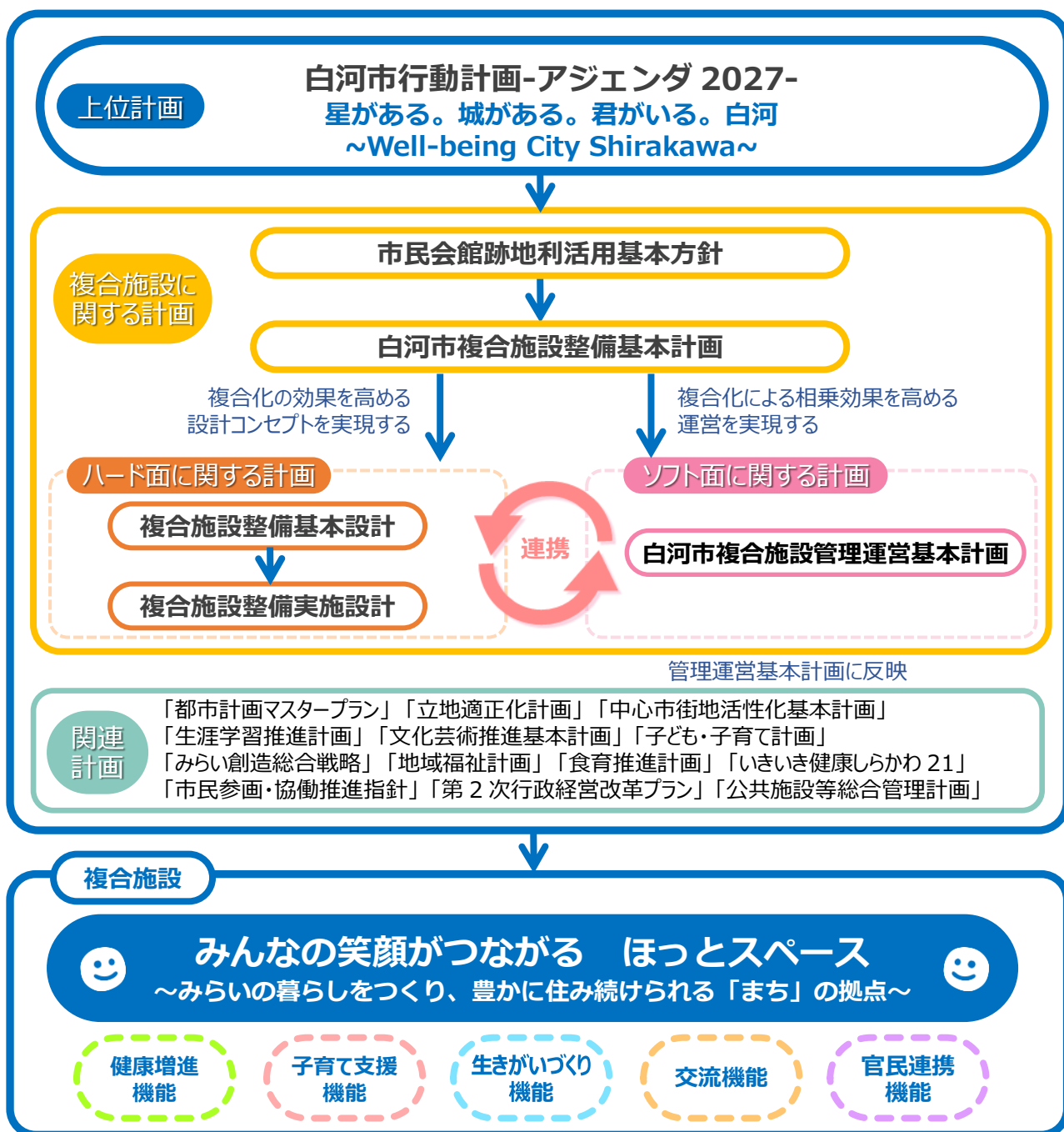


図 管理運営基本計画と各種計画との関係図

3. 管理運営基本計画策定の進め方

本計画の策定にあたっては、これまで、市民等で構成する「**管理運営計画検討委員会**」にて議論を重ね、「**新しい複合施設についてみんなで考えるワークショップ**」では高校生を含む幅広い世代で意見交換を行ってきました。また、中間段階で「**パブリックコメント**」を実施し広く意見を募集するなど、市民の意見を伺います。こうした様々な視点による意見を収集し、本計画を策定します。

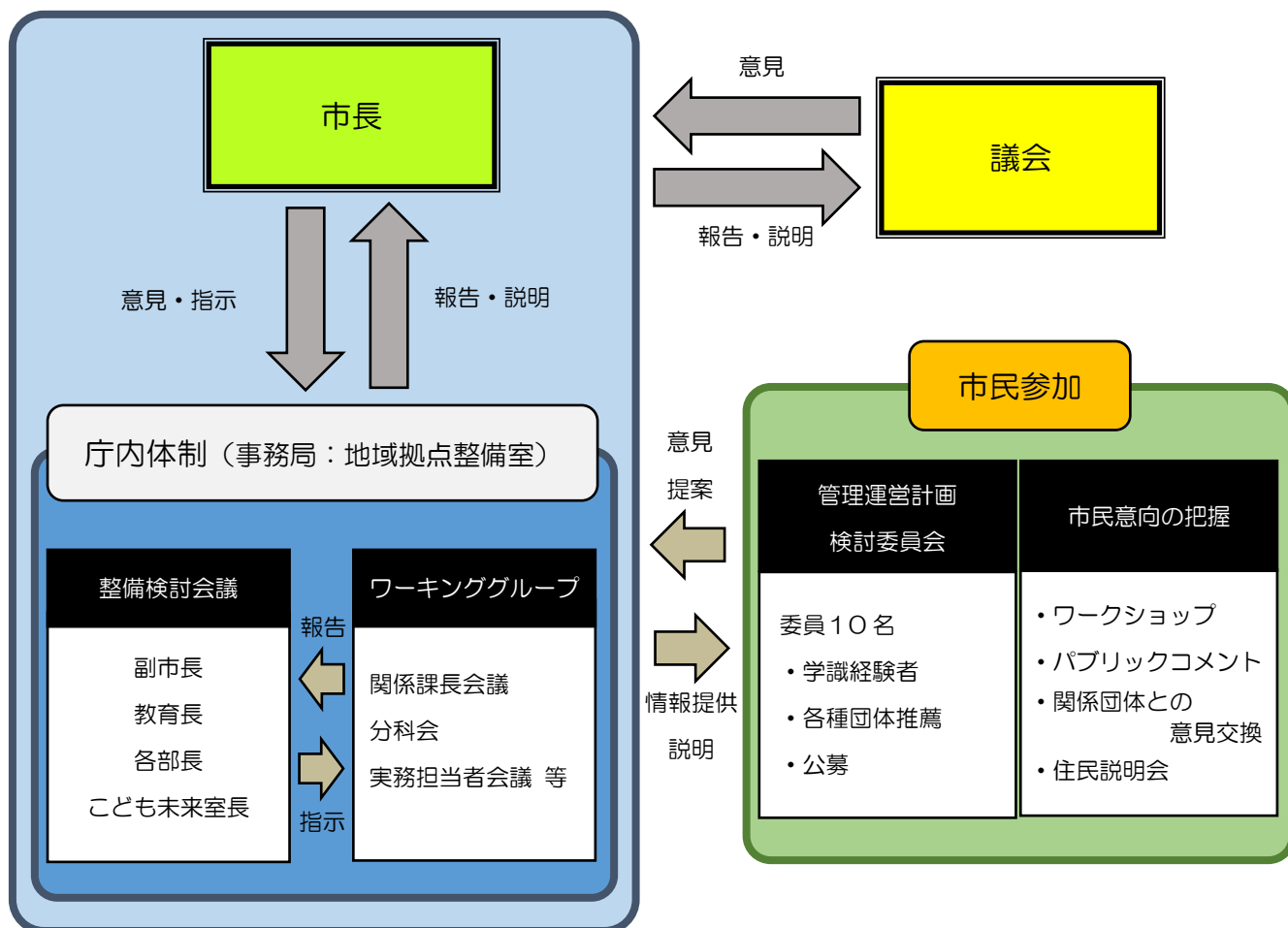


図 複合施設管理運営基本計画策定の体制図

第2章 複合施設の概要

本章では、「ハードに関する計画」である基本設計・実施設計において定められた施設の概要をまとめています。

1. 設計のコンセプト

基本設計は以下の3つのコンセプトに基づいて作成されています。

○空間

効率性や合理性、さらにはデジタル技術の革新により、新たな社会構造が構築されていく一方で、希薄になりがちな人との関わりや、人が人として原点に戻るための空間を整備します。

- ・ 機能の融合により多様性を生み出す
- ・ 居心地の良いサードプレイスの創出
- ・ 周辺エリアに波及するにぎわいづくり

○デザイン

柔らかく包み込む包容力や多様な価値観と共生する寛容性を表現し、市民の心の拠り所としての意味を持たせたデザインとします。

- ・ 谷津田川をモチーフとした求心的な形状
- ・ 広場と建物の一体的なつながり
- ・ ユニバーサルデザインに配慮した誰でも訪れやすい施設

○景観

小峰通り沿いに面的に揃え、城下町の景観にも配慮しつつ魅力的な建築物となるよう計画します。

- ・ 城下町の景観に調和+新しい外観デザイン
- ・ 白河の新しい視点場

2. 導入機能の概要

導入される機能の概要は、以下の通りです。

導入機能	面積	主な用途
生きがいづくり機能	約 1,100 m ²	■生涯学習センター（仮称） （多目的ルーム、音楽ルーム、工作室、研修室、クッキングルーム、学習ルーム、ミーティングルーム、スタジオ、コピー室、保管室、執務室）
子育て支援機能	約 440 m ²	■子育て支援センター（仮称） （ファミリーサポートセンター・ホームスタート・子育てひろば（受付・事務室）、キッズパーク、託児スペース）
		■白河っ子応援センター「ぼっかぼか」 （窓口、執務室、発達支援室、相談室、書庫、キッズスペース）
健康増進機能	約 610 m ²	■中央保健センター （総合健診室、検査室、診察室、健診待合室、健診準備室、窓口、執務室、相談室）
交流機能	約 460 m ²	■総合案内
		■市民交流スペース（仮称）・市民交流ルーム（仮称）・学習スペース
		■市民の広場（仮称） （じゃぶじゃぶ広場、だんだんテラス、ガーデニングエリア、デッキ、芝生スペース）
官民連携機能	約 400 m ²	■女性サポートステーション（仮称）
		■カフェ
その他共用部	約 2,100 m ²	ラウンジ、トイレ、職員用更衣室、給湯・休憩室、倉庫、エレベーター
合計	約 5,110 m ²	

※ 災害時は、避難場所としての利用を想定しています。

※表の内容は令和4年度に取りまとめられた基本設計の内容をもとに整理しています。令和6年7月現在、並行して行われている実施設計の結果を踏まえ、今後更新します。

3. 施設配置の概要

施設配置は下の図のとおりです。市役所庁舎に隣接しているという利点を活かし、市役所庁舎とアクセスが良いエリアに行政サービスを集約し、広場に面した開かれたエリアに「市民活動エリア」を設定しています。また、新たに市役所庁舎の南側に立体駐車場を設置し、北側に平面駐車場を整備することで、敷地全体で十分な駐車台数を確保します。

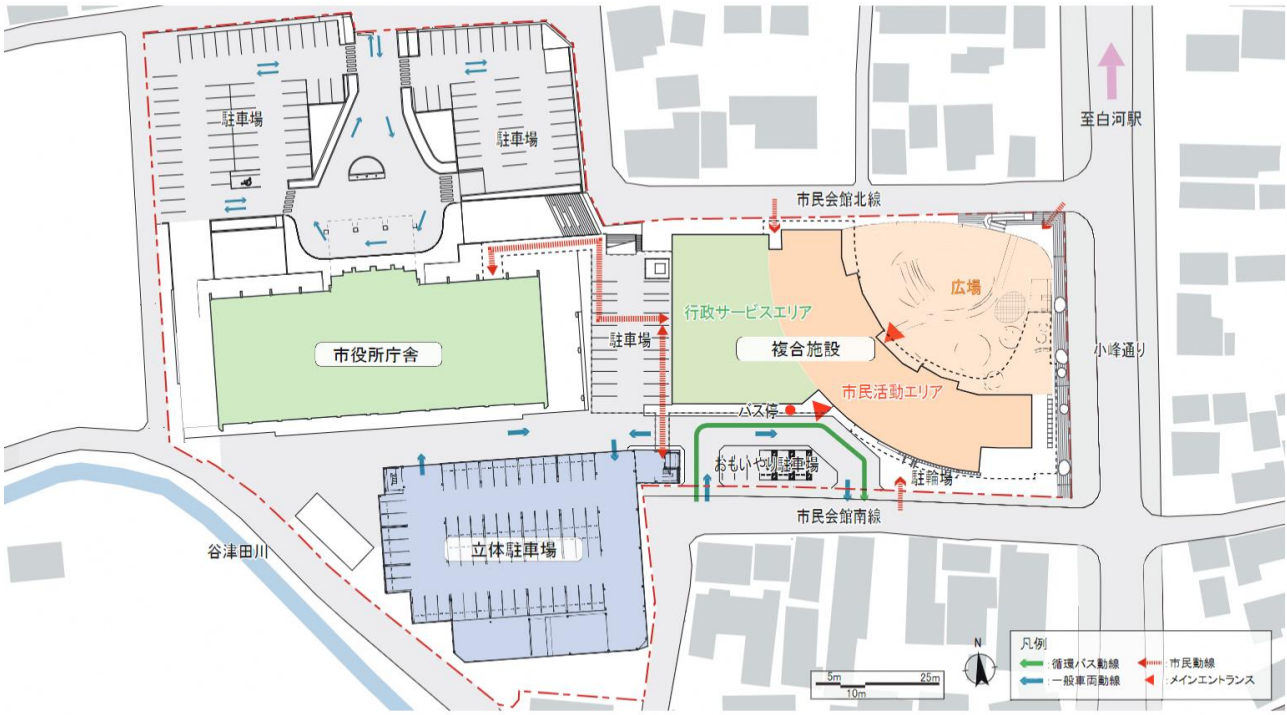


図 複合施設の機能（基本設計時）

施設は三層構造とし、「市民活動エリア」内に、「生きがいづくり」「子育て支援（子育て支援センター（仮称））」「交流」「官民連携」といった賑わいに資する機能を配置します。

3階	少年センター	生涯学習センター（仮称）			市民交流スペース
	少年センター	多目的ルーム、音楽ルーム、工作室、ミーティングルーム、スタジオ、コピー室、保管庫、執務室			ラウンジ
2階	中央保健センター	白河っ子応援センター「ぼっかぼか」	生涯学習センター（仮称）	女性サポートステーション（仮称）	市民交流スペース
	健康増進課執務室、窓口、相談室	こども未来室執務室、窓口、発達支援室、相談室、書庫、キッズスペース	研修室、学習ルーム、クッキングルーム、スタジオ	女性サポートステーション（仮称）	学習スペース
1階	中央保健センター	子育て支援センター（仮称）		カフェ	市民交流スペース
	総合健診室、検査室、診察室、健診待合室、健診準備室	ファミリーサポートセンター・ホームスタート・子育てひろば（受付、事務室）、キッズパーク（屋内遊び場）、一時預かり（託児スペース）		カフェ	総合案内、市民交流スペース（仮称）、市民交流ルーム（仮称）、ラウンジ
屋外	市民の広場（仮称）	じゃぶじゃぶ広場、だんだんテラス、ガーデニングエリア、デッキ、芝生スペース			

図 施設機能の配置イメージ

4. 各施設機能の概要

複合施設で実施する事業の概要は以下のとおりです。

なお、記載している内容は現時点案であり、今後、管理運営計画検討委員会での議論や民間事業者へのヒアリングなどを踏まえて更新していきます。

施設機能名称	複合施設で行われることの概要
生涯学習センター 【生きがづくり機能】	○中央公民館で行われている一般教養、趣味・けいこごと、スポーツ・レクリエーションなど様々な分野にわたる活動と、福島大学白河サテライト教室などの生涯学習事業を引き継ぎ、さらに、これまで活動に参画していなかった世代の興味を喚起するプログラムを企画し、様々な体験や学習ができるよう、利用者の裾野を拡げる取り組みを行う。
少年センター 【生きがづくり機能】	○少年補導員による補導活動や有害環境浄化活動、声かけ等の見守り活動、青少年が抱える家庭・学校・社会での不安や悩みに寄り添う活動など、青少年の非行防止や健全な育成に資する活動を行う。
ファミリーサポートセンター 【子育て支援機能】	○子育てを手伝って欲しい人（おねがい会員）と子育てを手伝ってあげたい人（まかせて会員）が会員となり、子どもの送迎や預かりを行うなど相互に助け合う事業を行っており、「子育て支援の拠点」としてのサービス充実に資する取り組みを行う。
ホームスタート 【子育て支援機能】	○ひきこもりがちな子育て家庭に研修を受けたホームビジター（先輩ママ）が訪問し、親の気持ちに寄り添いながら傾聴や家事・育児の協働等の活動や、公園等への外出同伴などの支援を行う。
子育てひろば 【子育て支援機能】	○乳幼児とその保護者が気軽に集い、自由に遊び、交流しながら子育ての仲間づくりや情報交換できる場を設け、育児相談や子育て情報の提供を行い子育ての孤立感、負担感の解消を図る取り組みを行う。
キッズパーク 【子育て支援機能】	○天井を高くした空間や吹き抜けを活用したネット遊具、乳幼児が遊べるおもちゃなどを配置し、様々な年齢の子どもが、天候を気にせず、体を動かして遊べる空間を提供する。
託児スペース （一時預かり） 【子育て支援機能】	○施設利用の有無や理由に関わらず、子どもを一時的に預けたい子育て世代を支援するサービスの提供を行う。
白河っ子応援センター 「ぽっかぽか」 （こども家庭センター含む） 【子育て支援機能】	○妊娠・出産・子育て期におけるワンストップ窓口の機能を持ち、児童手当やこども医療費等の申請手続き、保育園・幼稚園等の入園申し込み、ひとり親の相談支援等、子育て世代に寄り添った細かな支援を行う。 ○こども家庭センターでは、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、必要な情報の提供や子どもの発達、子育て、虐待等の様々な相談に対応するため、専門職を配置し関係機関と連携を図りながら実情に応じた適切な支援につなげる。

施設機能名称	複合施設で行われることの概要
中央保健センター 【健康増進機能】	○総合健診をはじめとしたがん検診や乳幼児健診など各種健診のスムーズな実施及び健康教育、健康相談等の保健事業を行い、市民の「健康推進の拠点」としての役割を担う。
市民交流スペース 共用部 屋外部分 【交流機能】	○講演会やワークショップなど、様々な市民活動をオープンな場所で柔軟に行うことで、目的を持つ人・持たない人の自然な交流を促す。 ○一人で立ち寄る人にも、複数で立ち寄る人たちにも、居心地よく過ごせる環境づくりに取り組む。 ○共用部、広場などの屋外部分については、「生涯学習センター」の一部として幅広い用途で貸し出し、幅広い世代の交流の場として、にぎわい創出に取り組む。
総合案内 【交流機能】	○案内人・コンシェルジュを配置して、施設の円滑な利用を促す。
女性サポート ステーション（仮称） 【官民連携機能】	○仕事と家事・育児の両立を目指す女性等の不安解消や仲間づくり、就労の支援、子連れで働けるワークスペース・ミーティングスペースを提供する事業などを行う。
カフェスペース 【官民連携機能】	○施設利用者のほか、様々な来訪者の気軽な交流や滞在を促すよう、コーヒーやケーキ、焼き菓子などの軽飲食を提供できるカフェの運営を行う。

第3章 管理運営の基本方針

本章では、管理運営の基本方針として、機能別の考え方や活動内容等を構築していく上での「基本方針」をまとめています。詳細な機能別の考え方等は次章以降にまとめています。

1. 管理運営の基本理念と方針

第2章までの経緯及び管理運営基本計画策定に向けた市民ワークショップで得られた意見などを踏まえ、基本理念『みんなの笑顔がつながる ほっとスペース』を実現するために、5つの基本方針を掲げます。



図 管理運営基本計画の体系図

2. 管理運営の5つの基本方針

(1) 人と人をつなげる・つながる仕組みづくり

本施設には、生涯学習、健康増進、子育てなど、様々な目的を持った人が訪れます。個々に訪れた人たちが、同じ目的の人同士で共感し合うことや、違う目的の人が施設で会うことによって新たな交流が生まれる仕組みづくりに取り組みます。

また、居心地のよい空間づくりにより、目的なく気軽に訪れる人を増やします。イベントや講座などとの接点生まれやすい環境を整えることで、目的なく訪れた人が「参加する人」となり、さらに、参加する人どうしを交流に結び付けることで、新たな「生きがい」が生まれる施設とします。

人と情報がつながり施設に来る、人と施設がつながり人と会う、人と人とがつながり交流を生み出す、様々な「きっかけ」となる工夫や取り組みを行っていきます。



(2) 市民の主体的な活動を支える

「生きがいづくり機能」を中心に行われる様々なイベントや講座等の情報提供に加え、相談を受けて参加するイベント等を提案したり、一緒に企画したりすることで、市民が自発的、主体的に活動する場を広げます。様々な面からのサポートにより、市民の「やりたい」を引き出し、市民が主役となる魅力あるイベントの実施や交流の促進を図ります。

市民の主体的な活動は、大人だけではなく、次代を担う子どもたちにとっても、貴重な社会参加の機会となり、「居場所」の創出につながります。子どもたちが自主的に考え、主体的に活動していくことができる場を提供し、その活動の支援も行います。

企画・運営から市民が参加する仕掛けや、管理運営に市民の声を取り入れる仕組みなど、直接市民が関わる仕組みの導入を図り、市民との協働による運営を目指します。



(3) 複合化による相乗効果の最大化

中央保健センターや中央公民館など、市内に分散されていた公共施設が集約化・複合化されることにより、移動時の利便性向上につながるだけでなく、機能間が連携・融合することで新たなプログラムや、切れ目のない円滑な支援・サービスを提供することにより、施設全体のサービス水準の向上を図ります。

そのためには、施設を所管する関係課や管理運営主体が、相互に連携しながら施設を管理運営していくことが重要です。施設全体を俯瞰しリードしていく役割として全館を統括する部署を定めるとともに、各施設機能の関係者による施設内連携会議を定期的を開催するなど、縦割りの組織で動くのではなく横串で風通しが良くなる仕組みをつくり、組織間の連携を図ります。



(4) わかりやすく、使いやすい環境づくり

ユニバーサルデザインを重視し、『空室・空席状況』や『利用予約』など誰にでもわかりやすい施設利用システムの構築を図ります。いつでも、どこからでも施設情報を得られるよう ICT（情報通信技術）を取り入れるとともに、施設内でもわかりやすい情報提供と来館者に寄り添ったサポートに努め、あらゆる人が快適に施設を利用できる環境を整えます。

また、施設の運用において、世代や就労・就学の有無、就労形態など、個々の背景に関わらず気軽に使ってもらえるよう、幅広いライフスタイルを反映した開館日・開館時間等を設定し、利用したいと思ったときに利用できる柔軟なサービスの提供に努めます。なお、設定した内容は、社会情勢に合わせて適時、適切に見直すこととします。



(5) 合理的で最適化された施設マネジメント

施設を長く快適に使うために、設備トラブルが起こる前にメンテナンスし、トラブルの発生そのものを回避することを目的とする予防保全や予知保全による管理を導入するなど維持管理の方法を最適化することで、施設の長寿命化と、市の財政負担軽減の取り組みを両立させることを目指します。

また、環境や経済性に配慮した効率的な省エネルギー設備を導入し、「ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング（ZEB）」の考え方を取り入れた設計であることを生かし、「ゼロカーボンシティしらかわ」の実現のため、エネルギーの消費についても効率的な運用となるよう適切なマネジメントを行います。

さらには、民間事業者との連携から得られる知見やノウハウを施設の管理運営に活用することで、サービスの向上と費用の効率化を図ります。



第4章 施設機能別の考え方

本章では、第3章で示した管理運営の5つの基本方針に基づき、施設機能別の目指すべき姿や管理運営の方針、代表的なサービスや特色のあるサービスについて示しています。

1. 生きがいつくり機能

1-1. 生涯学習センター（仮称）

（1）目指すべき姿

- 生涯学習の場としての役割に加え、市民交流や地域づくり活動、コミュニティ活動などを推進する役割を担いつつ、複合施設であることのメリットを最大限活かしながら、多種多様な魅力ある事業の展開を目指します。
- 幅広い世代の市民が学びや活動を楽しみながら、人と人がゆるやかにつながる場として魅力的な空間を整備するとともに、未来の白河をつくる人材の知的好奇心を育む拠点とします。

（2）社会教育法の枠組みにとらわれない利活用の考え方

- 生涯学習センター（仮称）は、施設利用の幅を広げ、多様な団体・個人の有効活用や多目的な利用が可能となるよう、社会教育法に基づく「公民館」の位置付けではなく、地方自治法に規定する「公の施設」として設置します。
- 社会教育法で制限されている営利利用などの制限緩和によって、原材料費を負担するだけの料金設定ではなく人件費等の必要経費を含めた対価としての料金が設定できることから、より魅力ある豊富なメニューの講座が開催できるようになります。
- 貸館事業についても、サークル活動等での制作物を展示販売するバザー等の開催や、社会人の学び直しである「リカレント教育」として、仕事に役立つスキルアップやキャリア形成などの有料セミナーを行う民間事業者への貸し出しが可能となります。
- 社会教育を含む生涯学習事業の継続に加え、これまでの枠組みでは実施できなかった講座や貸館事業を提供することによって、施設の稼働率向上や財源確保が見込まれ、学びと活動の場の幅が広がることや、施設を共に育むことなどの新しい意識の醸成にもつながることが期待されます。

（3）管理運営の方針

- 乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期といったあらゆる世代のライフスタイルや興味・関心に沿った学習機会を提供するため、生涯学習事業及び中央公民館で実施されていた講座を引き継ぐとともに、市民のニーズと社会的要請を的確に把握し、これらを反映した魅力ある講座を実施します。
- 先進事例の研究や、市民ニーズを把握し、世代にとらわれず幅広い年代が興味を持ち、気軽に参加できる多様な学習プログラムを企画し、市民一人ひとりの学習を深め、発展させ、地域活動へとつなぐことができるよう取り組みます。

- 貸館事業（多目的ルームや音楽ルーム等の貸し出し）については、様々な用途・ニーズに対応した諸室を用意するほか、場の提供にとどまらず、『コミュニティマネージャー』（※1）を配置し、複合施設を基点に活動を継続・拡大したい利用者などの活動をサポートします。
- 幅広い交流の仕掛けづくり、仕組みづくりを行っていくため、運営主体は、民間事業者等による指定管理者制度の導入を検討します。
- 運営主体が中心となって、交流を促進するイベント等を開催します。また、このイベントの企画・運営に市民が参加することで、さらなる交流の促進と地域づくりの担い手育成を行います。この活動は複合施設内にとどまらず、市内全域に波及していくような活動（アウトリーチ活動）とすることを目指します。
- 試験シーズンには中高生の学習ニーズに応えるため、常設の学習スペースのほか、一部の諸室を学習スペースとして提供します。
- 貸館については、公平でわかりやすい料金体系、予約区分を設定します。また、使いやすい利用予約システムを導入し、利用状況もわかりやすくします。
- 開館日、開館時間は現中央公民館の開館時間から拡大し、働く世代や学生などが、仕事や学校以外の時間に、気軽に講座やサークル活動などに参加できるようにします。また、ニーズに応じ、柔軟に見直しが行えるようにします。
- 少年センターでは、少年補導員による補導活動や有害環境浄化活動、声かけ等の見守り活動、青少年が抱える家庭・学校・社会での不安や悩みに寄り添う活動など、青少年の非行防止や健全な育成に資する活動を行います。
- 複合施設に導入する子育て支援機能や健康増進機能と連携した事業を実施し、より多くの市民が活用、交流できる場を創り出します。

※1 コミュニティマネージャーとは

複合施設を利用して何かをやりたいと思っている人が目的を達成できるように支援します。また、施設の利用者同士を結び付け、新たな「何か」に結びつけます。コミュニティマネージャーの役割は、以下を想定しています。

- ・ コミュニティ参加促進に関するイベント等の企画
- ・ 利用者（コミュニティ団体等）の「やりたい」を引き出し、実現させる支援（イベント企画、広報・周知などに対するアドバイスや情報提供等のサポート）人どうし、活動どうし、組織どうしの調整・仲介（団体間のマッチング支援）
- ・ 人どうし、活動どうし、組織どうしの調整・仲介（団体間のマッチング支援）
- ・ コミュニティ関係者の交流やネットワーク構築に関する業務
- ・ スケジュールや人員、資金、設備などを管理・調整し、イベント等を計画通りに進める業務（プロジェクト管理）

コミュニティマネージャーに求められる資質

- ・ 地域（白河市）の事情をよく知り、地域をもっと面白くしたいと思っていること。
- ・ 様々な人と協働しながら、地域活動や市民活動を豊かにしたいという思いがあること。
- ・ 新たな人ともっと出会いたい、もっとつながりながら活動したいという前向きな気持ちを持っていること。
- ・ 地域活動に関して、多様な視点から提案ができること。
- ・ 様々な人と話や交渉、調整のできるコミュニケーションスキルを持っていること。



(4) 主な提供サービス

① 生涯学習講座等の開催（自主事業の企画・実施）

- 中央公民館で行われている一般教養、趣味・けいこごと、スポーツ・レクリエーションなど様々な分野にわたる活動と、福島大学白河サテライト教室などの生涯学習事業を引き継ぎます。
- 市民ニーズに沿って、既存事業の見直し・改善や新たな講座や教室を追加するとともに、夜間時間帯、休日など開講日時の拡大や、長期・短期講座の開催により、幅広い利用者層に生涯学習の機会を提供します。

② 貸館事業（利用受付・案内・貸出・料金収受）

- 諸室の予約は、インターネットによるわかりやすい予約システムの導入を検討します。また、これまでと同様に、窓口での予約方法を継続し、「コンシェルジュサービス」にて予約の相談から予約手続きまでを一貫してサポートすることも検討します。
 - 営利（※2）を目的とした施設の利用を可能とします。これにより、民間事業者等による実益性の高い講座（例：資格取得講座など）を開講することができます。
- ※2 営利とは、実費を超える受講料・入場料等を徴収することや、物品等を販売することをいいます。

③ 市民の交流支援（施設利用者に対する支援業務）

- サークル活動やボランティア活動といった、交流を目的とした活動の企画相談、団体間の交流（マッチング）など、市民活動全般をサポートする「コミュニティマネージャー」を配置します。
- 施設を継続的に利用して活動する団体やサークルについては、団体登録や優先予約制の導入、保管室のロッカー利用について検討します。
- コピー室に印刷機器を設置し、団体やサークルの資料作成などに利用できるようにします。

④ 広報・情報発信業務

- 定期的に講座やイベント等の情報を周知することに加え、当日実施される生涯学習講座やその他のイベント等の情報をまとめて提示することとし、その方法を利用者目線で検討します。
- イベント等に参加したい人と広く参加者を募集したい貸館利用者双方にとって利用しやすいシステムを構築します。
- 団体やサークル等の状況など、活動の紹介に関する情報発信を行い、複合施設を利用して活動している人を応援します。

⑤ 複合化の利点を生かした取組み

- 他の機能と連携しながら、子育て支援や健康づくりをテーマとした講座等を企画し、提供します。

(5) 市民ニーズに対応した講座のための取り組みについて

生涯学習センター（仮称）の活動に参加する年齢層の固定化や将来的な人口減少に伴う利用者の減少といった課題に対応するため、ホームページのアクセス解析やアンケート等を通して、子育て世代や子どもたちのニーズを踏まえた講座のほか、社会的課題や時代の変化に即した興味関心を反映させた、地域の専門人材等による講座を企画・実施します。

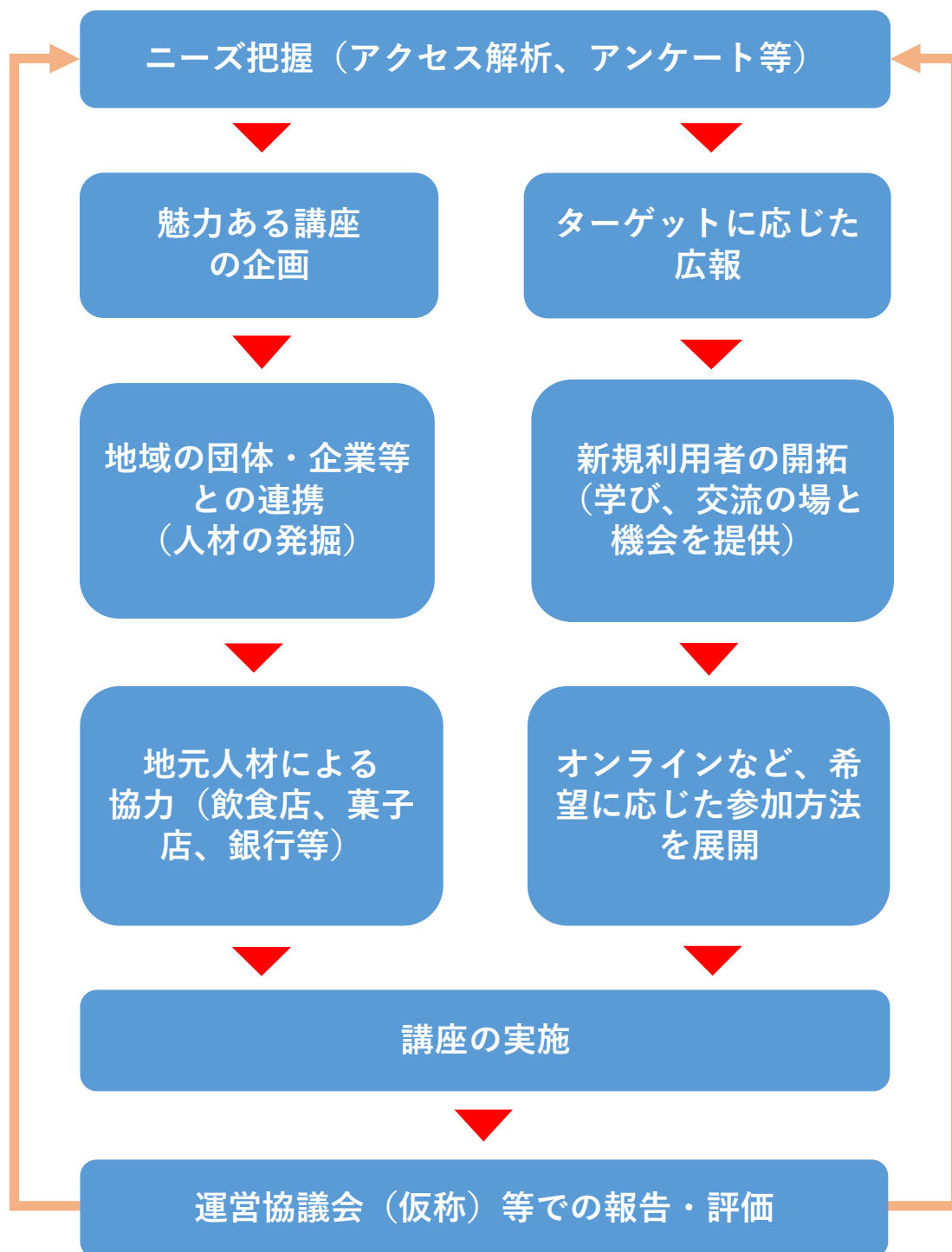


図 市民ニーズに対応した講座の企画・実施のイメージ

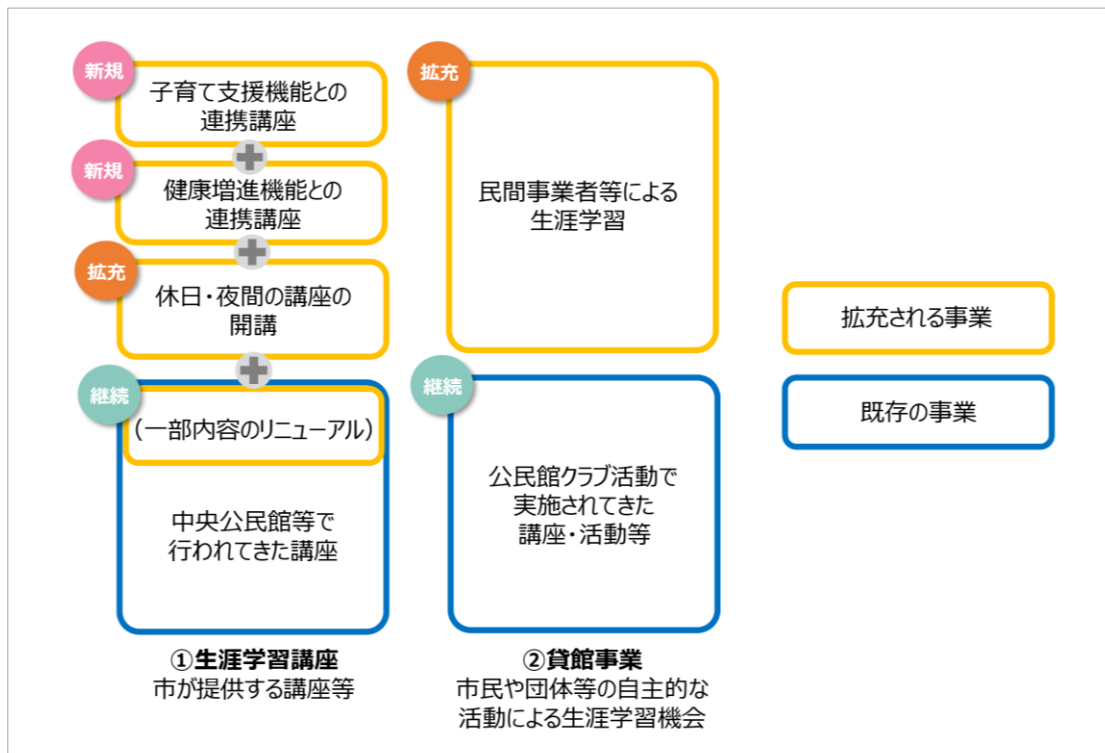
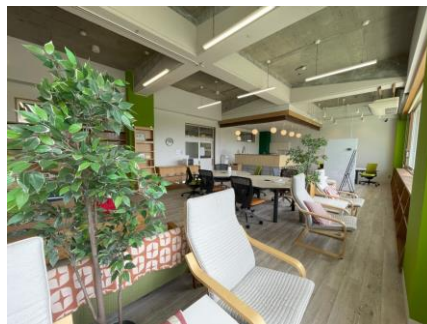


図 生涯学習センター（仮称）における生涯学習講座等のサービス提供のイメージ

<参考事例>

■ 「いづなコネクト EAST」内「ツクリバ」(長野県飯綱町)

- ・閉校した小学校校舎を再活用した複合施設で、体育館やコミュニティラウンジ、町内の民間企業のオフィスや店舗などが入居しています。
- ・施設内の「ツクリバ」では、飯綱町をフィールドに何か始めたい人、なにか困っていることを解決したい人が集まるスペースが提供されています。
- ・「ツクリバ」には、コミュニティマネージャーが常駐し、各種講座の企画や町内で働く人同士のマッチングサービスなどを提供しています。



■ 文化創造拠点 シリウス (神奈川県大和市)

- ・図書館、生涯学習センター、子育て支援施設、市民課連絡所等を含む複合施設であり、施設を跨いだ一体的な管理・連携を図るため指定管理者制度を導入しています。
- ・生涯学習センターでは子育て関連含む様々なジャンルの講座に加え、健康がキーワードの「健康都市大学」という講座が開講されています。
- ・また、図書館内の「健康度見える化コーナー」では健康測定や看護師・保健師による健康相談ができます。



■ 文京区青少年プラザ b-lab (東京都文京区)

- ・中高生が自主的な活動を通じて自らの可能性を広げ、社会性を身につけた自立した大人へ成長する場として設立され、「中高生の秘密基地」として、談話や勉強や運動、バンドの練習など様々な用途に対応した機能が整備されています。
- ・運営は NPO 法人に委託されており、同法人のスタッフや学生スタッフが利用者支援を行っています。



2. 子育て支援機能

2-1. 子育て支援センター（仮称）

（1）目指すべき姿

- 子育て支援センター（仮称）は、「ファミリーサポートセンター」、「ホームスタート」、「キッズパーク（屋内遊び場）」、「子育てひろば」、「託児スペース（一時預かり）」の5つの施設機能により構成し、子育て世代が社会とつながりを持ちながら育児を楽しめる支援を目指します。
- 子育て世代やこどもと接する中で、支援の必要性をいち早く察知し、必要な支援サービスにつなげます。

（2）管理運営の方針

- 子育て支援センター（仮称）の受付窓口では、各種サービスの申し込みや登録などの事務手続きのほか、各種事業の利用に関して気軽に相談ができるようにします。
- 「ファミリーサポートセンター」では、会員同士が相互に助け合う事業を中心に、「子育て支援の拠点」としてのサービス充実に資する取り組みを行います。
- 「ホームスタート」では、ひきこもりがちな子育て家庭に研修を受けたホームビジター（先輩ママ）が訪問し、支援を行います。
- 「キッズパーク（屋内遊び場）」では、天井を高くした空間や吹き抜けを活用したネット遊具、乳幼児が遊べるおもちゃなどを配置し、様々な年齢の子どもが、天候を気にせず、体を動かして遊べる空間を提供します。また、子どもにもわかりやすい明確なルールをつくるなど、安全に配慮した管理運営を行い、子どもが安心して思い思いに屋内遊びができるようにします。
- 「子育てひろば」では、専門スタッフが常駐し、子育てに関する情報を収集、提供するとともに、子育てに関する悩みや相談へのアドバイスを行います。
- 「託児スペース（一時預かり）」では、講座への参加や健診等の受診といった施設利用の有無や理由に関わらず、子どもを預けたい人が安心して預けられるサービスを提供します。
- 子育てサークルや子育てボランティアなどの仲間づくりや情報交換の場を提供します。
- 利用者が白河っ子応援センター「ぽっかぽか」の支援事業や、生涯学習センター（仮称）が提供する学習・交流事業を利用しやすくなるよう、わかりやすい情報提供に努めます。
- 現在、「ファミリーサポート」「ホームスタート」「子育てひろば」は民間委託により効果的に運営されていることから、子育て支援センター（仮称）の運営主体は、民間事業者による運営を検討します。
- 白河っ子応援センター「ぽっかぽか」と連携し、スタッフが育児相談などを受けた場合に、担当部署や専門機関への取り次ぎや紹介ができる体制を整えます。
- 複合施設に導入する生きがいづくり機能や健康増進機能と連携し、親同士、こども同士、そして地域の支援者と知り合い、交流が生まれるきっかけを作ります。

(3) 主な提供サービス

① ファミリーサポート事業（相談受付、会員登録、マッチング）

- 子育てを手伝って欲しい人（おねがい会員）と子育てを手伝ってあげたい人（まかせて会員）が会員となり、子どもの送迎や預かりなどを行います。

② ホームスタート事業（相談受付、会員登録、ビジター派遣）

- ひきこもりがちな子育て家庭（未就学児がいる家庭）に、研修を受けたボランティアが週に1度、2時間程度、定期的に訪問し、親に寄り添いながら、傾聴（相談ごと等を受け止める）や協働（育児や家事を一緒に行う）等の活動をします。

③ 一時預かり事業

- 小学校就学前までの子どもを対象とし、託児サービスを行います。なお、安全確保のため、利用にあたり事前の面談と登録を必要とし、サービスを利用する際には事前予約を原則とします。

④ キッズパーク（屋内遊び場）の運営

- 利用者の安全性に配慮し、時間での入れ替えによる定員制・予約制の導入を検討します。なお、館内の端末等からも予約可能とするなど、利用者の利便性に配慮したものとします。
- 安全指導のためにスタッフを配置します（ただし、保護者同伴による利用を基本）。
- 保護者同伴のいない小学生のみの時間帯を設けることについて検討します。

⑤ 子育てひろばの運営

- 子どもと保護者を対象とし、子育て研修会で学んだサポーターが、親子、親と親、子と子の交流をお手伝いします。
- お誕生会や季節のイベント開催のほか、子育ての相談に応じます。

<参考事例>

■ こども未来館「ここにこ」（愛知県豊橋市）

- ・「子育てプラザ」は、親子で楽しく遊び、ふれあい、交流ができる空間として整備され、子育てに関する相談や情報提供も行っています。
- ・親子講座や一時預かり・託児を行っています。妊娠・出産・子育ての相談にも応じています。



2-2. 白河っ子応援センター「ほっかぽか」

(1) 目指すべき姿

- 「みんなで育てよう、次代を担う白河っ子」を基本理念に、妊娠・出産・子育てに関するワンストップの支援拠点として、幅広く相談対応や支援、情報提供を実施することを目指します。

(2) 管理運営の方針

- 専門職員等を配置し、ワンストップ窓口できめ細かに相談に応じます。
- 0歳から18歳までのすべての子どもとその家庭、また妊産婦を対象に様々な相談に対応し、関係機関と連携を図りながら実情に応じた適切な支援に繋がります。
- これまでサービスを利用してこなかった市民やこれから利用しようとする市民が、気軽に子育ての相談、支援を受けられる環境づくりや広報活動を行います。
- 母子の健康維持や虐待等のリスクの早期発見、さらに虐待を未然に防ぐため、子育てひろば等での気軽な相談から、必要な支援につなぐ取り組みを強化します。
- 乳幼児のための親子遊び教室や健診など、乳幼児の健やかな成長のために各種事業を実施します。
- 複合施設に導入する生きがいづくり機能や健康増進機能と連携し、親同士、こども同士、そして地域の支援者と知り合い、交流が生まれるきっかけを作ります。

(3) 主な提供サービス

① 妊娠・出産支援

- 母子健康手帳発行や相談支援、出産後のケアや各種届出の受付など、安心して妊娠・出産できる環境を整える支援を実施します。また、父子健康手帳を発行するなど、父親の育児参加を促します。

② 乳幼児健診・予防接種の実施

- 月齢や年齢に応じた乳幼児健診や予防接種等を実施し、乳幼児の健やかな成長を支援します。

③ 子育て支援事業

- 保育園・幼稚園等の入園相談や案内、保育園等の入園手続き、放課後児童クラブの入会手続き、子育てに関する相談対応、ひとり親家庭の支援など、子育て世代に寄り添った支援を実施します。

④ 各種手当・助成の交付手続

- 児童手当や児童扶養手当、こども医療費助成や妊産婦医療費助成など、各種手当や助成について、申請手続き等を行います。

⑤ 発達支援事業

- 子どもの発達が気になる保護者等を対象に、発達段階や状況に配慮した接し方や遊びの工夫など、専門的なアドバイスを行い、早期からの継続した支援に努めます。また、子どもの発達を促すために、年齢や発達段階に応じた支援指導を行います。

⑥ 家庭児童相談事業

- 子どもの発達や教育など子育て全般に関することや、児童虐待に関する相談に応じます。

⑦ 関係機関等と連携した子育て支援の推進

- 保育園、幼稚園、認定こども園、子育て支援団体・グループと連携し、子育ての相談や親子の交流、友だちとのふれあいの機会を提供します。また、医療機関の相互協力体制による病児保育室、NPO 法人等による子ども食堂など、地域全体で子育てを支援する体制づくりを推進します。

⑧ 複合化の利点を生かした取組み

- 生涯学習センター（仮称）と連携しながら、子育て支援をテーマとした講座等を企画し、提供します。

<参考事例>

■さいたま市子ども家庭総合センター（愛称：あいぱれっと）

- ・「なんでも子ども相談窓口」を設置し、毎日のちょっとした疑問や困りごとなど、子どもや家庭に関するあらゆることについて、相談員が相談に応じています。
- ・カウンターと個室（相談室）があり、それぞれ利用者に応じた相談のしやすい環境を整えています。



3. 健康増進機能

3-1. 中央保健センター

(1) 目指すべき姿

- 新施設における中央保健センターは、既存施設の機能を引き継ぎ、全世代の市民の心と体の健康づくりを支える拠点として、乳幼児から高齢者までの健診、健康相談、食育など、それぞれのライフステージに応じたきめ細かな健康増進事業の展開を目指します。

(2) 管理運営の方針

- 受診者にとって負担が少なく、効率的でかつ安全安心な特定健診、各種がん検診を実施し、受診率の向上を図ります。
- 子どもから高齢者まで、世代ごとに運動習慣や食生活の課題は異なるため、ライフステージに応じた、きめ細かな健康教育や健康相談等の保健事業を実施します。
- 地域と連携した健康増進事業を拡充するとともに、母子保健と子育て支援の連携による予防を重視した支援を行います。
- 健康づくりの取り組みを促進するためのイベントを生きがいづくり機能や交流機能と連携することにより実施します。
- 新たな感染症や災害が発生した場合に備え、医師会や医療機関等と連携しながら、必要な機能を確保していきます。
- 複合施設に導入する生きがいづくり機能や子育て支援機能と連携し、交流が生まれるきっかけを作り、健康に関心を持つ人の増加を図ります。

(3) 主な提供サービス

① 健康増進事業の推進

- 総合健診等を円滑に実施できるよう、事前周知等の広報活動を展開するとともに、健診等の際には施設内のわかりやすい案内・誘導を行います。
- デジタルサービスを活用した健診の受付や健康増進事業を推進していきます。

② 心身の健康に関する相談環境の整備

- プライバシーに配慮した相談室に加えて、ICT（情報通信技術）を活用したオンライン相談にも対応した市民が相談しやすい環境を整え、専門性を持った職員により対応します。
- 心の相談やゲートキーパー養成講座などのメンタルヘルスケア（自殺予防対策等）については、関係機関と連携した取り組みを進めます。

③ 地域と連携した健康づくりの推進

- 「へる塩健康応援店」などと引き続き連携を図っていくとともに、「健康スポット」の設置など保健センター周辺の公共施設とも連携を強化していきます。
- 市民の主体的な健康づくり活動を支援するため、健康づくりを支援する団体等が自身で健康教室などを開催できる環境を整えます。

④ 複合化の利点を生かした取組み

- 生涯学習センター（仮称）と連携しながら、健康をテーマとした講座等を企画し提供します。

<参考事例>

■まほろば館（静岡県清水町）

- ・ 町立保健センターと町立図書館を一体的に整備した複合施設。
- ・ 保健センター部分の運営にあたり、施設中央にある「くつろぎオアシス」を図書館と共用することにより、健診や健康相談に加え、読み聞かせ会などのイベントを開催できるようになっています。



4. 交流機能

4-1. 総合案内

(1) 目指すべき姿

- 施設の「顔」となるエントランスホールで、わかりやすい利用案内、講座・イベント等の紹介を行います。
- オンライン予約やサイネージ（電子掲示板）による施設案内などの ICT（情報通信技術）を取り入れながら、人と ICT とをつなげる役割を担います。

(2) 管理運営の方針

- 当日開催する講座やイベント、貸室の空き状況等の情報をわかりやすく提供します。
- 施設内の案内に加え、講座やイベントへの参加を提案し、交流のきっかけづくりをします。
- 施設内それぞれの運営主体と関連機関とで定期的な会議を実施し、複合施設全体が共通認識を持って一体となった運営を行います。

(3) 主な提供サービス

- 『コンシェルジュスタッフ』（※3）を配置し、施設予約の補助、講座・イベントの紹介、施設利用相談など、利用者に寄り添った案内サービスを行います。
- 施設内で実施されている講座やイベント、利用状況が一目で分かる案内板（サイネージ）を施設内に設置します。また、これらの状況をリアルタイムで知ることのできるウェブサイトやオンライン予約システムの導入について検討します。
- ウェブサイトでの情報提供やオンラインによる予約システムなど ICT（情報通信技術）を取り入れる一方で、ICT に馴染みのない人も同様に、快適にサービスを受けられるように、予約のサポートや多様な情報提供を取り入れます。

※3 コンシェルジュスタッフとは

従来の総合案内の仕事内容を越えて、利用者の視点に立った施設利用提案、イベント等への参加提案など、利用者に寄り添った活動をします。具体的には以下のような内容を想定します。

- ・ 来館者からの利用相談に対し、諸室の使い方など、施設活用方法を提案する。
- ・ 当日参加できる講座や教室を案内・提案するなど、特定の目的がなく訪れた利用者に対し、交流のきっかけを提供する。
- ・ 来館者からの問い合わせを受け、白河っ子応援センターや中央保健センター職員への引き継ぎを行う。

コンシェルジュスタッフに求められる資質



- ・ 話しやすい、話しかけやすいコミュニケーションスキルを持っていること。
- ・ 対象者のニーズを理解し、施設内で実施される講座など、対象者にあった内容を提案できること。
- ・ 子どもや高齢者、障がい者など、支援が必要な人に対して適切な理解のもとで対応ができること。

コンシェルジュスタッフの育成

「コンシェルジュスタッフ」のサービスは、市民のニーズを反映させていきながら、常に内容の見直しを図っていくものであり、またコンシェルジュスタッフ自身の成長も、サービス向上には必要不可欠です。このため、コンシェルジュスタッフの人材育成に取り組んでいくとともに、市民がスタッフとして参加する仕組みづくりについても検討していきます。

<参考事例>

■多摩平の森産業連携センター PlanT（東京都日野市）

- ・創業を目指す人、企業で働く人、クリエイター、地域で活動したい住民や学生などさまざまな人の学びの場となるインキュベーション施設です。
- ・施設受付業務のスタッフを「コンシェルジュスタッフ」として、受付業務にとどまらず、利用者のニーズをくみ取り、提案・サポートする業務を展開しています。



■中心市街地拠点施設「アンフォーレ」（愛知県安城市）

- ・図書館・ホール・広場などの公共施設と、商業施設等により構成された複合施設「アンフォーレ」のエントランスに設置されたタッチサイネージです。
- ・利用者はサイネージを通して、館内情報のほか、市民から投稿されたイベント情報の共有や、本の紹介、安城市の紹介など様々なコンテンツを視聴することができます。



■中心市街地中核施設「MallMall」（宮崎県都城市）

- ・施設のホームページに、複合施設内の各機能の利用状況やイベントスケジュールがリアルタイムで分かる案内を掲示しています。



4-2. 市民交流スペース（仮称）・市民交流ルーム（仮称）・学習スペース

（1）目指すべき姿

- 学習や仕事、趣味等の作業を複数人で行いたい人が集い、ゆるやかにつながり、自然と交流が生まれる場所づくりを目指します。
- 特定の目的を持たない人でも気軽に来訪し、ほっとできる「まち」の拠点を目指します。
- 様々な背景を持つ人がいる中、誰にとっても居心地がよい空間づくりを目指します。

（2）管理運営の方針

- 利用者同士が気持ちよく使用できるよう一定のルールを設けます。
- 市民交流スペース（仮称）では、一人で立ち寄る人にとっても、複数で立ち寄る人たちにとっても、居心地よく過ごせる場を提供します。
- 市民交流ルーム（仮称）は、通常は「市民交流スペース」と連続したフリースペースとして利用できますが、幅広い用途での貸し出しも行い、講演会やワークショップなど、様々な市民活動をオープンな場所で柔軟に行うことで、目的を持つ人・持たない人の自然な交流を促します。
- 学習スペースは、静かな空間である「学習ルーム」とは対照的に、相談しながら楽しく学習やグループワークができる場所とします。

（3）主な提供サービス

① 市民交流スペース（仮称）

- 誰でも利用できる椅子やテーブルを設置し、軽飲食を可能とします。
- カフェの飲食スペース、イベント会場、地場野菜などの物販スペースとしても利用できます。

② 市民交流ルーム（仮称）

- 通常は、「市民交流スペース（仮称）」と同様に誰でも自由に使えるスペースとし、軽飲食を可能とします。
- 貸し出しにあたっては、可動間仕切りによって独立した部屋とすることができます。

③ 学習スペース

- 個人で利用できるカウンター席のほか、複数人で利用できるベンチ席やテーブル席を設置し、軽飲食を可能とします。

<参考事例>

■ ゆいの森あらかわ（東京都荒川区）

- ・椅子やテーブルを自由に動かして使用できるコミュニティラウンジや、ミニワークショップの開催等にも使えるスペースが提供されています。館内のカフェのテイクアウトや、持参したものの飲食も可能です。



4-3. 市民の広場（仮称）

（1） 目指すべき姿

- ほっとできる「まち」の拠点の屋外部分として、気軽に訪れ憩える場所とします。
- 様々な背景を持つ人がいる中、誰にとっても居心地がよい空間づくりを目指します。

（2） 管理運営の方針

- 一人で立ち寄る人にとっても、複数で立ち寄る人たちにとっても、居心地よく過ごせる環境づくりに取り組みます。
- 木陰のあるベンチやデッキでの談笑、じゃぶじゃぶ広場やガーデニングエリアでの活動など、屋外を楽しむ空間づくりに取り組みます。
- 幅広い用途での貸し出しも行い、にぎわい創出に取り組みます。

（3） 主な提供サービス

- 誰でも自由に使えるスペースとします。
- じゃぶじゃぶ広場は、夏場は噴水による水遊び場となり、小さな子どもでも水遊びが楽しめます。
- マルシェやイベント開催などに利用できるよう、広場の一部や全体を貸し出します。
- キッチンカーが広場の中に入れるよう整備し、貸し出します。

<参考事例>

■みんなの森 ぎふメディアコスモス みんなの広場 カオカオ（岐阜県岐阜市）

- ・複合施設ぎふメディアコスモスの南側に位置し、人々が集う場所を至るところに設け、施設全体がにぎわう広場としています。
- ・イベント利用に加え、霧の泉（ミスト）を設け、イベントのない時には清涼感や水に親しむ空間を演出しています。



■南池袋公園（東京都豊島区）

- ・「サードプレイス（自宅や学校・職場ではない、居心地のよい第三の場所）」を理念とした公園運営がなされています。
- ・芝生広場や階段状のデッキ（サクラテラス）、こども向けのキッズテラスなどから構成され、魅力ある空間が演出されるとともに、イベントなどの開催にも対応しています。



5. 官民連携機能

5-1. 女性サポートステーション（仮称）

（1）基本方針（目指すべき姿）

- 子育て世代がより暮らしやすい・働きやすい地域社会の実現に向けて、「ライフワークバランス」の推進や多様な働き方の支援を実施することを目指します。

（2）管理運営の方針

- 仕事と家事・育児の両立を目指す女性等が調和を取りながら働けるよう、不安解消や仲間づくり、就労の支援を行います。
- 民間事業者等のノウハウを活用した運営を行います。
- 施設内それぞれの運営主体と関連機関とで定期的な会議を実施し、複合施設全体が共通認識を持って一体となった運営を行います。

（3）事業展開（主な提供サービス）

① 就労相談窓口

- 就労に関する相談や求人のおっせんを行う就労相談窓口を託児付きで設置します。

② 就労体験プログラム

- 就職や再就職に対する不安解消へのステップとして、1日2時間程度の短時間による就労体験ができるプログラムを託児付きで提供します。

③ セミナー・ワークショップ

- 就労に結びつける「きっかけ」を提供するため、参加者同士で意見交換・交流するワークショップや就労に必要な知識を学ぶことができるセミナーなど、それぞれのステージに合ったイベントを開催します。

④ 事業者向けコンサルティング

- 女性活躍推進や人材不足等の課題を抱える地元事業者に対する業務改善や啓発等に関するコンサルティング業務を行います。

⑤ 気軽に立ち寄れるコミュニティスペース

- 結婚や出産、子育て等による空白により再就職に不安があるなど、同じ境遇の女性が集い、交流できるスペースを設けます。

<参考事例>

■ 女性しごとテラス（愛知県豊田市）

- ・ 女性の「はたらく」をワンストップで応援する相談窓口として、キャリアコンサルタントが常駐し、様々なステージにおける女性のライフプランやキャリアプランについて丁寧に聞き取り、きめ細かいサポートで就職先決定や職場定着などにつなげています。
- ・ 豊田市の委託を受けた民間事業者が運営しています。



5-2. カフェ

(1) 目指すべき姿

- 施設に来た人が、ほっとくつろげる環境づくりを目指します。

(2) 管理運営の方針

- 民間事業者による運営を行います。
- 施設内それぞれの運営主体と関連機関とで定期的な会議を実施し、複合施設全体が共通認識を持って一体となった運営を行います。

(3) 主な提供サービス

- 施設利用者のほか、様々な来訪者の気軽な交流や滞在を促すよう、コーヒーや焼き菓子など軽飲食の提供を想定します。

第5章 施設利用の基本方針

本章では、第4章で示した施設機能別の考え方を踏まえ、施設管理の基本的事項について示します。
※ここでは、施設機能ごとの開館日・開館時間と料金に関する方針や安全管理に関する方針についてまとめています。

1. 開館日・開館時間に関する方針

■複合施設における開館日・開館時間の基本的な考え方

- 利用者の視点に立ち、そのニーズを捉えた開館日・開館時間を設定します。
- 特定の目的を持たない人でも気軽に施設を訪れ、活動に参加できるという観点から、機能毎のサービス提供時間の不統一を可能な限り少なくすることが必要です。一方、利用傾向から、例えば、夜間時間帯においてニーズの少ないサービスを提供しないことなど、利便性とコストとのバランスを考えた設定も必要です。
- 一部機能のみ、イレギュラーな時間帯に開館させることは、複合施設全館の管理に影響し、光熱水費の増加や警備対応などのコスト増加の要因となるため、可能な限り避ける運用とすることが望ましいと考えます。
- なお、開館日・開館時間の設定については、運営主体となる民間事業者等とも協議の上、検討していきます。

■施設全体の開館日（休館日）・開館時間

休館日	開館時間
年末年始（12月29日～1月3日）	8時30分～22時

※ 生涯学習センター（仮称）の開館日・開館時間が複合施設内で最も長くなるため、複合施設全体の開館日と開館時間は、生涯学習センター（仮称）と同等とします。

1-1. 生きがづくり機能

（1）生涯学習センター（仮称）

- 現中央公民館の開館日と開館時間を基本に、利用者の裾野を広げる利用しやすい設定とします。
- 働く世代や学生などが、仕事や学校以外の時間に、気軽に講座やサークル活動などに参加できるように、開館時間を現中央公民館の時間より拡大します。
- 開館時間は、運営開始後も、利用状況などを踏まえ、柔軟に見直していくこととします。なお、施設利用の安全性を確保するため、施設のメンテナンスが必要な場合には、早い段階で周知を図り、市民の施設利用に大きな影響を与えないよう配慮したうえで臨時の休館日を設けます。

上記の考え方を踏まえ、生涯学習センター（仮称）の開館日（休館日）と開館時間を、以下に設定します。

休館日	開館時間
年末年始（12月29日～1月3日） ※現 中央公民館と同様	8時30分～22時 ※現 中央公民館は9時～21時

1-2. 子育て支援機能

(1) 子育て支援センター（仮称）

- 託児スペース（一時預かり）は事前に登録面談をした上で、利用に際し予約することとします。
- キッズパーク（屋内遊び場）は、時間単位の入れ替え制とし、未就学児と小学生の利用時間帯等のニーズを踏まえて検討します。

上記の考え方を踏まえ、子育て支援センター（仮称）の開館日（休館日）と開館時間を、以下に設定します。

休館日	開館時間	
年未年始 (12月29日～1月3日) ※ 上記に加え、毎週火・水・木のいずれか1日の設定を検討。	受付窓口	8時30分～18時
	託児スペース (一時預かり)	7時～20時
	キッズパーク (屋内遊び場)	10時～18時

※ 施設全体が開館している一方で、託児スペースやキッズパーク等が利用できない状態は、利用者の視点に立った設定であるかという観点から、実際の運用状況を踏まえて検討する必要があります。

また、既存の白河市内の類似施設の休館日、開館時間は下記の通りです。

	休館日	開館時間
わんぱーく (マイタウン白河内)	年未年始 (12月28日～1月4日) 木曜日	10時～16時30分
おひさまひろば (マイタウン白河内)	年未年始 (12月28日～1月4日) 日曜日、第一水曜日	10時～16時
たんぽぽサロン (サンフレッシュ白河内)	年未年始 (12月28日～1月4日) 土曜日、日曜日	9時30分～15時30分

(2) 白河っ子応援センター「ぽっかぽか」

- 市庁舎の開館日・開館時間に準じます。
- 「発達支援室」については、一般の貸し出しは行わず、関係団体等が子育て支援事業を行う場合に限り、貸し出しを行うことを検討します。また、その際、「ぽっかぽか」の開館時間外の利用を可能とするかどうか、併せて検討します。

上記の考え方を踏まえ、白河っ子応援センター「ぽっかぽか」の開館日（休館日）と開館時間を、以下に設定します。

休館日	開館時間
土・日・祝日 年未年始 (12月29日～1月3日)	8時30分～17時15分

※休館日・開館時間ともに、現 白河っ子応援センター「ぽっかぽか」と同様

1-3. 健康増進機能

(1) 中央保健センター

- 市庁舎の開館日・開館時間に準じます。
- 施設全体の開館時間前に開始される総合健診については、一部の出入り口を開放し、限定的な範囲で共用部等を利用できるようにするなど、柔軟に対応することとします。
- 「総合健診室」については、一般の貸し出しは行わず、関係団体等が健康増進や食生活改善等の事業を行う場合に限り、貸し出しを行うことを検討します。また、その際、中央保健センターの開館時間外の利用を可能とどうか併せて検討します。
- 1階エントランスに設置する「健康スポット」の利用時間については、施設全体の開館時間に合わせて利用時間を検討します(機器の電源等の管理)。

上記の考え方を踏まえ、中央保健センターの開館日(休館日)と開館時間を、以下に設定します。

休館日	開館時間
土・日・祝日	8時30分～17時15分
年未年始 (12月29日～1月3日)	
※現 中央保健センターと同様	※現 中央保健センターは9時～17時

※ 1階の総合健診室は、健診等に合わせ、臨時に変更となります。

1-4. 交流機能

(1) 総合案内

- 施設全体の開館日・開館時間と同等とします。なお、コンシェルジュサービスの提供時間については、利用状況等を踏まえ、柔軟に対応します。

(2) 市民交流スペース(仮称)・市民交流ルーム(仮称)・学習スペース

- 開館日・開館時間については、生涯学習センター(仮称)と同等の体系として検討を進めます。貸館利用の場合も同様とします。

(3) 市民の広場(仮称)

- 開館日・開館時間については、施設共用部に相当する部分でもあることから、施設全体の開館日・開館時間と同等とします。占用利用の場合も同様とします。

1-5. 官民連携機能

(1) 女性サポートステーション（仮称）

- 子育て支援機能との連携を考慮するとともに、運営主体の意向やサービス内容を踏まえ、女性サポートステーション（仮称）の開館日（休館日）と開館時間を、以下に設定します。

休館日	開館時間
土・日・祝日 年未年始 (12月29日～1月3日)	9時～18時

※イベント等の開催がある場合は、臨時に変更となります。

(2) カフェ

- 開館日・開館時間については、施設全体の開館時間帯に営業していることが望ましいですが、カフェ事業者の収益性にも配慮し、運営主体の意向を踏まえて検討します。

【開館日（休館日）・開館時間のまとめ】

施設機能	休館日	開館時間
全館	年未年始（12月29日～1月3日）※1	8時30分～22時
生涯学習センター（仮称）	年未年始（12月29日～1月3日）※1	8時30分～22時
子育て支援センター（仮称）	年未年始（12月29日～1月3日）	8時30分～18時
受付窓口	上記に加え、 火・水・木曜日のいずれか1日の 設定を検討	8時30分～18時
託児スペース（一時預かり）		7時～20時 ※2
キッズパーク		10時～18時 ※3
白河っ子応援センター「ぼっかぼか」	①土・日・祝日 ②年未年始	8時30分～17時15分
中央保健センター	①土・日・祝日 ②年未年始	8時30分～17時15分
総合案内・市民交流スペース（仮称）・ 市民交流ルーム（仮称）・学習スペース	（全館と同じ）	（全館と同じ）
女性サポートステーション（仮称）	①土・日・祝日 ②年未年始	9時～18時
カフェ	年未年始（12月29日～1月3日）※1	施設全体の開館時間内において、カフェ事業者との協議により決定
その他の共用スペース（廊下、トイレ等）	（全館と同じ）	（全館と同じ）
市民の広場（貸出を想定する時間帯）	（全館と同じ）	（全館と同じ）

※1 これとは別に、施設メンテナンス等による臨時休館をする場合があります。

※2 原則、事前予約制として対応します。

※3 時間単位の入替制とします。

2. 料金に関する方針

■ 複合施設における料金の考え方

- 公共施設の料金については、サービス利用者と未利用者との負担を公平に扱う観点から徴収されるもので、サービスの公共性の程度に基づき、利用者が負担すべき部分と税等で負担すべき部分を考える必要があります（受益者負担の原則）。
- 本複合施設において、料金を徴収する施設等は、利用者に利用の選択権のあるもの（利用しない権利もあります。）であり、未利用者との負担の公平性への配慮から、適正な料金設定が必要です（負担の公平性）。
- 公共施設の管理・運営に関する財源捻出は課題であり、この観点において、受益者負担の適正化についても「行政経営改革プラン」等に掲げられているところです。
- 以上を踏まえ、適切な受益者負担の観点から、複合施設の料金設定について検討するものとします。

〈受益者負担の基本的な考え方〉

市は、市税を根源的な財源としていますが、すべての公共サービスを市税により賄うことは困難となっています。そこで、公共施設を提供するサービスは、地方自治法第225条の規定に基づき、施設の維持管理に係るコストを施設使用の対価として、施設利用者から使用料をいただき、コストの一部を賄っています。

しかし、仮に、施設の維持管理に係るコストと比較して使用料が低すぎる場合、維持管理や運営に要する経費の不足分は税金で賄うこととなり、結果として、施設を利用しない方にも負担を強いることとなってしまいます。

サービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、利用する人が応分の負担をすることによって、はじめて利用しない人との「負担の公平性」が確保されるものと考えます。

サービスを提供する市としては、効率的な施設運営により経費の削減を図り市民負担の軽減に努めることは当然ですが、同時に「受益者負担の原則」に基づき、「原価」について受益者に応分の負担を求める必要があります。

引用：「施設使用料算定基準書」（令和2年2月改定）

2-1. 生きがいつくり機能

（1）生涯学習センター（仮称）

生涯学習センター（仮称）では、各諸室の使用、備品やコピー室の機材、保管室の使用について、それぞれ有料とします。

より多くの方の利用機会を確保するため、下記の基本的な考え方により諸室の使用料の検討を進めます。

① 使用料金設定の基本的な考え方について

- ・ 各諸室を利用するための料金と備品等を利用するための料金を定めることとします。料金設定は、「1時間」ごととするか、「1コマ」とするかの方法があり、より使いやすくわかりやすい料金設定となるよう検討します。
- ・ 料金を検討するにあたって、既存施設及び類似施設の料金設定を参考に決定していくものとします。

- ・一方で、複合施設を維持管理していくための経費は、その大半が市の予算により補われる見込みであることから、施設利用者には、受益者負担の考え方を踏まえた公平性のある負担を求めています。
- ・市の「使用料算定基準書」に基づき、使用料を試算することとなりますが、基準書は令和6年度に改訂される予定です。
- ・徴収事務の簡素化も考慮し、「単純化」した料金の金額や区分を設定する必要があります。
- ・これまで既存施設（中央公民館）では、市外居住者の料金について市内居住者に比べ1.5倍に設定されていました。しかし、複合施設では、市在住・在勤であるかなどに関わらず、世代を超えて全ての人々が立ち寄り、憩い、交流する施設としていくため、施設利用者の居住地（市内・市外）などの違いによる使用料金の区分は設けないことも検討する必要があります。
- ・幅広い世代で多くの方の利用を促進するため、特に、18歳以下の使用料については、減免ではなく、安価（一般の半額程度）な料金設定を検討します。
- ・興行、物販、営業目的等の営利目的による施設利用については、基本料金に一定比率（2～3倍）を増額する営利料金制度の導入を検討します。
- ・保管室については、定期的に複合施設を利用する団体等を対象に、有料でロッカーを貸し出すこととし、料金設定については、近隣の類似施設等を参考に検討を進めます。
- ・コピー室の利用方法や使用料等については、既存施設や類似施設を参考に検討を進めます。
- ・学習ルームと学習スペースについては、サイレントコントロールや予約制の有無、料金の有無、備品等の仕様も含め、両室の違いを生かした効果的な料金設定を検討します。

② 付帯設備・備品の使用料について

- ・各諸室の付帯設備及び備品使用料は、諸室として利用する他に設備及び備品を使用する場合に発生する料金であり、受益者負担を求める必要があります。
- ・各諸室の付帯設備及び備品の使用料については、今後、実施設計及び付属備品が決定した段階で、類似施設などの事例も参考にして料金の設定を検討します。

③ 冷暖房料金の考え方について

- ・これまで既存施設（中央公民館）では、施設使用料金の他に、別途冷暖房費が設定されていました。
- ・複合施設では、「単純化」した使用料の設定にも配慮しつつ、利用者が寒暖に左右されず快適に施設が利用できるよう、冷暖房費は施設使用料に含めた設定として検討を進めます。

④ 使用料の減額・免除の考え方について

- ・これまで既存施設（中央公民館）では、条例で規定される使用料について、適用範囲を内規で定めています。複合施設においては、内規を継承するのか、または、受益者負担の考え方を踏まえ適用範囲を縮小するのかなど、公平性のある負担の求め方について検討を進めます。

2-2. 子育て支援機能

(1) 子育て支援センター（仮称）

- 子育て支援センター（仮称）のサービスのうち、ファミリーサポート事業、一時預かり事業（託児スペースの利用）については有料とします。
- 利用料金は、市内や近隣の類似した施設やサービスの料金を参考にした設定とします。
- 託児スペース（一時預かり）は、保護者が検診等の受診や講座に参加する場合、利活用しやすい料金体系とするほか、利用料金の助成などインセンティブを検討します。
- キッズパーク（屋内遊び場）は、「交流機能」として賑わい創出の役割を考慮し、市内外に関わらず無料とする方向で検討しますが、パーク内でイベントを行う場合の有料化は、この限りではありません。

(2) 白河っ子応援センター「ぼっかぽか」

- 白河っ子応援センター「ぼっかぽか」の利用（相談等）は無料です。
- 「発達支援室」については、一般の貸し出しは行わず、関係団体等が市の政策や事業と連携した子育て支援事業を行う場合に限り、貸し出しを行うことを検討します。また、貸し出す場合、使用料を徴収しないこととします。

2-3. 健康増進機能

(1) 中央保健センター

- 中央保健センターの利用（相談等）は無料です。
- 「総合健診室」については、一般の貸し出しは行わず、関係団体等が、市の施策や事業と連携した健康増進や食生活改善などの事業を行う場合に限り、貸し出しを行うことを検討します。また、貸し出す場合、使用料を徴収しないこととします。

2-4. 交流機能

(1) 市民交流スペース（仮称）・市民交流ルーム（仮称）・学習スペース

- 通常の利用は無料とし、休憩や談笑、学習などに自由に利用いただけます。また、イベント利用など、専有して利用することもでき、その場合は有料とします。
- 専有してイベント等を開催したい場合には、生涯学習センター（仮称）と同等の利用料とします。
- 興行、物販、営業目的等の営利目的による利用については、基本料金に一定比率（2～3倍）を増額する営利料金制度の導入を検討します。
- 学習スペースについては、学習ルームとの違いを踏まえ、予約制や料金制の有無、備品等の仕様も含め、検討を進めます。

(2) 市民の広場（仮称）

- 通常の利用は無料とし、休憩や談笑などに自由に利用いただけます。また、イベント利用など、専有して利用することもでき、その場合は有料とします。
- 専有してイベント等を開催したい場合には、マルシェ等のイベントやキッチンカーなど、多様な利用を想定し、柔軟な料金体系を設定します。
- 興行、物販、営業目的等の営利目的による利用については、基本料金に一定比率（2～3倍）を増額する営利料金制度の導入を検討します。

3. 危機管理に関する方針

(1) 基本的な考え方

施設の管理運営において、リスクの発生を未然に防ぐリスクマネジメントに取り組むとともに、危機に適切に対応するため、法令及び条例・規則を遵守し、コンプライアンスを徹底することで来館者の安全を確保します。

(2) 危機管理についての取り組み

① 危機管理体制の確立

- ・ 危機管理に取り組むにあたっては、市と指定管理者等の運営管理主体による危機管理体制を構築し、危機管理における責任者を定めるほか、緊急時における各職員の役割や対応等をあらかじめ明確にします。

② 危機管理マニュアルの作成

- ・ 防災や防犯等の多様な危機に対応するため、危機管理マニュアルを作成するとともに、定期的に内容を見直し、不測の事態に常に機能する指針となるよう努めます。

(3) 日常の安全対策についての取り組み

① 施設の安全確保・安全点検

- ・ 来館者の特性を考慮し、スタッフによる声かけを行うなど、利用者に安心して利用いただけるような環境づくりを行います。
- ・ 妊婦や障がい者等の支援が必要な方に対しては、それぞれの立場に応じた丁寧な取り組みによって、安全を確保できるよう努めます。
- ・ 日頃から、不審物を発見しやすいよう施設内の状態を良好に保ちます。
- ・ 資器材等の保管にあたっては、避難や防災設備の作動の障害にならないよう配慮して整理します。

② 施設の警備

- ・ 施設閉館時は自動警備システム等の機械警備を中心とした警備を行い、隣接する市役所庁舎と一体的な警備の実施を視野に入れて警戒態勢を確保します。

③ 防災教育・訓練の実施

- ・ 平常時から緊急時の役割分担や情報連絡系統などを明確にしておくとともに、施設内での災害（火災等）の発生に備え、定期的な防災教育・訓練を実施します。
- ・ 職員やスタッフが災害発生時に適切な避難誘導ができるよう、施設内の避難経路を把握します。

（４） 災害発生時の避難場所としての運営

- 災害時には、避難者の生命を一時的に保護するため、指定緊急避難場所として開放します。
- 開館時間や休館日の設定によらず、市民が安全に避難できるような運営について検討します。
- クッキングルームを炊き出しで利用するなど、諸室を有効に活用します。

（５） 個人情報保護・情報管理体制

- 行政情報に関しては、白河市情報セキュリティポリシーに基づいた対応を行います。
- 業務上知り得た個人情報の取り扱いによる個人の権利・利益の侵害防止のために、個人情報の保護を徹底するなど、必要な措置を講じます。
- 予約、決済等のシステムにおける情報管理を徹底します。

第6章 管理運営体制及び管理運営手法

本章では、第4章で示した施設機能別の考え方と第5章で示した施設利用の基本方針を踏まえ、管理運営体制と管理運営手法について示します。

※ここでは、施設の所管を含めた管理運営体制、施設機能別の管理運営手法、施設の収支計画を検討しています。

1. 管理運営体制

(1) 管理運営体制の基本方針

- 様々な機能が融合する複合施設の特徴を最大限に発揮できるよう、各機能の連携により相乗効果を発揮する「連携型」の体制構築を図ります。
- 各機能の効果的な連携に向けて、施設毎に専門性・責任・権限等をもった組織が所管するとともに、施設全体を統括する「新施設所管課」の設置を検討します。
- 市民が必要とするサービスの向上や財政負担の軽減を図るため、民間活力を活かせる業務については、民間事業者による運営を検討します。
- 利用者の声を取り入れた「市民とともに作る施設」を実現するため、市民や活動団体等による運営サポート組織の設置を検討します。

(2) 管理運営主体について

① 施設の所管について

- 現在の市の事業内容を勘案して、施設毎に専門性を持った組織が管轄します。
- 「生涯学習センター（仮称）」は、施設内の子育て支援機能や健康増進機能等とも有機的に連携していく必要があることから、施設全体の運営に対してリーダーシップを発揮することが求められています。
- また、「生涯学習センター（仮称）」は、生涯学習の推進のみならず、市民の居場所づくりや、にぎわいの創出にも大きな役割を果たすところであり、その所管課には政策課題を横断的に解決していくための取り組みも求められています。
- 以上を踏まえ、「生涯学習センター（仮称）」の所管課は、複合施設全館を統括する役割も担うものとし、施設内を効率的かつ効果的につなげ、文化振興分野をはじめとする類似する事業や地域振興を担う「新組織」としての設置を検討します。

表 施設機能における所管課のイメージ

施設機能	所管課
全館	(新組織)
生涯学習センター(仮称)	(新組織)
子育て支援センター(仮称)	こども未来室
白河っ子応援センター「ぼっかぼか」	こども未来室
中央保健センター	健康増進課
総合案内・市民交流スペース(仮称)・市民交流ルーム(仮称)・学習スペース	(新組織)
女性サポートステーション(仮称)	(新組織)
カフェ	(新組織)
その他の共用スペース(廊下、トイレ等)	(新組織)
(屋外)市民の広場	(新組織)

② 管理運営の実施主体

- 「白河市公共施設等総合管理計画」では、指定管理者制度を導入していない施設については同制度の導入について検討を進めていくと掲げており、民間事業者等による公共施設の管理運営を推進しています。
- 管理運営のうち、施設の運営については、公共性などの事業の性質上、市で直接運営することが適当な施設機能は市の直営とします。
- そのほかの施設機能については、新組織を含む所管課が適切な役割分担を設定の上、民間事業者等による運営を基本とした運営を行います。
- 施設全体の運営については、民間事業者等もあわせた各実施主体による定期的な連絡会議等を開催することで、関係者間の意思疎通を図ります。
- 維持管理（施設全体の清掃、警備、メンテナンス等）に係る所管課及び実施主体については、隣接する市役所庁舎と一体的に行うのかも含め、検討を進めます。

(3) 市民参加について

- 市民の意見が反映された運営を実現するために、アンケートの実施や、利用者代表を加えた会議等を計画します。
- 将来的には、市民による運営サポーター制度や、コンシェルジュスタッフとして活躍する市民ボランティアの人材育成を進めていくなど、市民が運営に直接関わる仕組みの導入を検討します。

【市民参加の例】

運営協議会(仮称)の設置	運営主体や活動団体の代表者、学識経験者等から構成される運営協議会を設置し、運営上の課題や施設のルールづくりなどについて検討し、施設運営に活かします。
市民サポーター制度(仮称)の導入	登録制ボランティアなどを募り、施設の運営や事業の企画・運営等への参加により、市民協働による運営を行います。

2. 管理運営手法

2-1. 管理運営手法の形態について

- 複合施設の管理運営手法については、市による「直営方式」と、民間事業者等による「業務委託方式」、「指定管理者制度」の方法が想定され、各施設機能の性質や方針を踏まえた形態を選択する必要があります。
- 市による「直営方式」は、行政目的に沿った安定的かつ継続的なサービスの提供を行えます。一方で、運営に関するノウハウが少なく長期的な蓄積が困難であり、また、不規則な勤務形態に対応できる柔軟な雇用形態が難しい側面があります。
- 民間事業者等による「業務委託方式」、「指定管理者制度」は、民間の持つノウハウの活用により、サービス質向上と経費削減が期待できるとともに、不規則な勤務形態にも柔軟に対応できます。一方で、行政の意向が直接的に反映されづらく、また、事業者が変更になると継続したサービスの提供が難しい場合があります。
- 使用許可権限の付与及び利用料金の収受を含め、管理・運営全般を民間事業者に委ねる場合には「指定管理者制度」を採用し、民間事業者による業務を前提としつつ、使用許可権限の付与等が不要な場合や維持管理等の事実行為の業務のみを委ねる場合には「業務委託方式」を採用することを検討します。
- 「業務委託方式」や「指定管理者制度」の導入には、参画可能な民間事業者等が見込めるかどうか重要となるため、令和5年10月～11月に、民間事業者等に対し公募によるサウンディング調査を実施しました。ここで得られた意見等も、管理運営手法の検討にあたっての参考とします。

【直営方式、業務委託方式、指定管理者制度の比較】

	直営方式	業務委託方式	指定管理者制度
管理運営業務の実施者	市	特に限定されない (議会の議決は不要)	法人その他団体 (議会の議決が必要)
法的性格	—	私法上の契約	指定による委任
管理運営期間	—	単年度 (複数年も可)	原則として複数年 (本市では3～5年)
施設の管理権限	市	市	指定管理者
施設の使用許可	市	市	指定管理者
利用料金制度 ※	—	採用不可 (料金が発生した場合は市の収入となる)	採用可

※ 利用料金制…公の施設の使用料について、指定管理者が自らの収入として収受することができる制度のこと（地方自治法第244条の2第8項・第9項）。

2-2. 機能別の管理運営手法

(1) 生きがいづくり機能

① 生涯学習センター（仮称）

- 第4章で示した管理運営の方針や事業展開を前提とした管理運営の実施に加えて、第6章の1にて示した管理運営体制を踏まえると、行政による運営には限界があり、民間事業者によるノウハウや創意工夫を最大限発揮できる管理運営手法の採用が必要と考えられます。
- 指定管理者制度の場合、利用料金制（※）の導入により、民間事業者へ利用者増進の動機づけを与えることができるなど、民間事業者によるノウハウや創意工夫を最大限発揮することが可能となります。また、サウンディング調査でも、参画希望を有するすべての事業者から指定管理者制度が望ましいとの意見があわせて確認されています。
- 以上を踏まえ、運営手法は「指定管理者制度」を導入します。

(2) 子育て支援機能

① 子育て支援センター（仮称）

- 現行の「ファミリーサポートセンター（サンフレッシュ白河内）」、「ホームスタート（マイタウン白河2階）」については、それぞれ市内の子育て支援団体に業務を委託しています。
- 子育てひろば（おひさまひろば（マイタウン白河2階））、「たんぼぼサロン（サンフレッシュ白河内）」、「わんぱーく（屋内遊び場（マイタウン白河4階））」についても、それぞれ市内の子育て支援団体に運営管理業務を委託しています。
- 現在、民間事業者（子育て支援団体）への委託の枠組みの中で、効果的に運営されていることから、引き続き民間事業者による運営を継続することとしますが、「業務委託方式」を継続するか、「指定管理者制度」に移行するかについては引き続き検討します。

(3) 白河っ子応援センター「ぽっかぽか」

- 市（こども未来室）の直営事業が引き継がれる想定であることから、現行の運営形態を維持し、運営手法は「直営方式」とします。
- 生涯学習事業と連携し、子育て支援に関する講座・イベント等を生涯学習センター（指定管理者）主導のもと、協働で実施します。

(4) 健康増進機能

① 中央保健センター

- 市（健康増進課）の直営事業が引き継がれる想定であることから、現行の運営形態を維持し、運営手法は「直営方式」とします。
- 生涯学習事業と連携し、健康に関する講座・イベント等を生涯学習センター（指定管理者）主導のもと、協働で実施します。

(5) 交流機能

① 総合案内、市民交流スペース（仮称）・市民交流ルーム（仮称）・学習スペース、市民の広場（仮称）

- 交流機能は、施設ににぎわいを創出していくうえで、生涯学習センターとの一体的な運営が重要であり、サウンディング調査においても、生涯学習センターと一体的に実施したいとの提案がありました。
- 運営主体は生涯学習センターと同一とし、運営手法は「指定管理者制度」とします。

(6) 官民連携機能

① 女性サポートステーション（仮称）

- 行政との連携により相乗効果が期待できる官民連携事業として、民間事業者等による運営を行います。
- 「業務委託方式」とするか、「指定管理者制度」とするかについては、引き続き検討します。

② カフェ

- 交流機能と同様に、施設ににぎわいを創出していくうえで、生涯学習センターとの一体的な運営が重要であり、サウンディング調査においても、生涯学習センターと一体的に実施したいとの提案がありました。
- カフェ事業を単独で実施したいという提案がなかったことから、運営主体は生涯学習センター及び交流機能と同一とし、生涯学習センター及び交流機能の運営手法である「指定管理者制度」に基づく管理運営に含める形とします。
- カフェなどの収益施設を公共施設内へ導入する際には、カフェ事業者等による収益事業を行う場所として複合施設の一部を使用させることとします（地方自治法第 238 条の4 第7項の規定に基づく使用許可）。

3. 全体の管理運営手法

(1) 運営業務について

- 「生涯学習センター（仮称）」等を運営する事業者（①）、「子育て支援センター」を運営する事業者（②）、「女性サポートステーション（仮称）」を運営する事業者（③）について、導入機能の特性に合わせて、個別に募集することとします。特に、「生涯学習センター（仮称）」については、サウンディング調査でも運営事業者の参画意向が確認されており、指定管理者制度の導入を前提とした民間事業者の公募が可能と考えられます。
- 「市民交流スペース・市民の広場等の交流機能」及び「カフェ」については、導入機能間の相乗効果の観点から、「生涯学習センター（仮称）」の管理運営と一体的に実施するものとします。

(2) 維持管理業務について

- 複合施設の維持管理業務については、民間事業者に委ねることを前提に、複合施設の主たる機能である生涯学習センターの指定管理者の業務に加えるか、施設全館の維持管理業務を別途委託するかのいずれかが考えられます。
- 効率面を考えると、複数の事業者による分割的な維持管理ではなく、施設全体で同一の事業者が維持管理を実施することが望ましいものと考えられ、サウンディング調査でも維持管理事業者から同様の意見が確認されています。
- 施設全体の維持管理については、隣接する市役所庁舎と一体的に行うかどうかなど、費用対効果の視点も含め、検討を進めます。

【全体の管理運営手法まとめ】

機能	運営業務		維持管理業務		
	業務全般	利用料金 帰属	保守 管理	清掃・ 警備	
生きがい づくり 機能	生涯学習センター （仮称）	指定管理者①	指定管理者①	維持管理 受託者	維持管理 受託者
子育て 支援 機能	子育て支援センター （仮称）	委託事業者 または 指定管理者②	市 または 指定管理者②	維持管理 受託者	維持管理 受託者
	白河っ子応援センター 「ぼっかぽか」	市	—	維持管理 受託者	維持管理 受託者
健康増進 機能	中央保健センター	市	—	維持管理 受託者	維持管理 受託者
交流 機能	市民交流スペース・ 市民の広場	指定管理者①	指定管理者①	維持管理 受託者	維持管理 受託者
官民連携 機能	女性サポートステーション （仮称）	委託事業者 または 指定管理者③	市 または 指定管理者③	維持管理 受託者	維持管理 受託者
	カフェ	指定管理者①	指定管理者①	維持管理 受託者	指定管理者① （店舗部分 のみ）

4. 収支計画

(1) 収支計画の基本的な考え方

- 本施設のような多様な機能を有する公共施設では、多額の運営・維持管理経費が必要となる一方、利用しやすい料金に配慮する必要もあることから、支出額と同等の収入を得ることが難しい収支構造となっています。
- 管理運営体制と管理運営手法を検討する中で、施設運営の収支を的確に把握し、効率的な運営を行うことで経費削減に努め長期的な展望を持って適切な管理運営に努めます。
- 複合施設の管理を市による「直営方式」とする場合は、市が運営費を負担し、民間事業者等による「指定管理者制度」を導入する場合は、貸館事業における利用料金や自主事業に伴う参加費などを指定管理者が収入し、施設の運営費の一部に充てることができるようにします。

(2) 収入について

主な項目として、以下の収入が想定されます。

表 想定される収入

収入項目	内 容
使用料収入	貸館事業における施設使用料、付帯設備・備品の使用料
事業収入	事業等の実施による参加費等
雑収入	行政財産貸付料、自動販売機による使用料収入など
市からの収入	指定管理料（指定管理者制度を導入した場合）、事業受託料など

- 使用料収入は、収入の大きな柱です。料金設定については、受益者負担の考え方を基本として適切な料金設定を検討します。
- 質の高いサービスや事業を展開していくためには、収入をできるだけ確保する必要があることから、国・県や公的機関などの助成制度の活用を検討します。

(3) 支出について

主な項目として、以下の支出が想定されます。

表 想定される支出

支出項目	内 容
事業費	主催事業等に係る経費
人件費	施設運営や事業を展開していくために配置が必要な職員・スタッフに係る経費
維持管理費	施設・備品等の維持管理、清掃、警備等に係る経費及び光熱水費
事務費	各種機器のリース代、消耗品費、保険料など施設運営に必要な経費

- 主催事業等は、費用対効果、長期的成果などを十分に検討した上で実施します。
- 幅広い世代の市民参加による事業、複合施設の各機能が連携した事業など、多様な事業を展開していくことを考慮して、一定の事業費を確保します。

- 職員・スタッフの人数は、事業計画と密接な関連があるため、一定水準の事業を継続的に実施していくために必要な組織体制についての検討と併せて試算を行います。
- コミュニティマネージャーなど利用者視点に立った人材を配置することで、横断的に業務を遂行できる柔軟な組織体制を構築し、適切な人件費で運営を行います。
- 施設・備品等の維持管理、清掃・警備、光熱水費など建物や設備の維持管理に係る費用については開館時間等を基に適切に試算します。また、施設・設備の機能を維持するため、中長期的な視点により、修繕費や改修費を試算し、計画的な維持管理に努めます。
- 効率的な省エネルギー設備を導入し、建物エネルギー消費量を50%以上削減するネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）を実現することで、ランニングコスト削減を図ります。
- 運営関係の事務費として、消耗品費、保険料、広告宣伝費など必要経費を適切に確保します。

(4) 収支試算について

- 収支試算にあたっては、収支バランスを意識する運営目標を明確にしたうえで、収支の試算を行います。
- 収支計画においては、施設機能ごとの管理者や人員配置など、今後の具体的な検討の中で決定すべき要素を含んでいるため、運営組織体制や事業計画の決定に合わせて支出の試算を行います。

第7章 施設の供用開始に向けて

本章では、本管理運営基本計画の実現のため、施設供用開始（オープン）までに進めていく取り組みを示しています。

1. 供用開始までのスケジュール

- 供用開始に向けて以下のスケジュールを想定し、管理運営開始に関する準備を進めます。
- 今後の建設工事の進捗状況を踏まえ、具体的な供用開始日を定めます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度～	
施設整備		 建設工事（立体駐車場、施設本体）			 共用（運営）開始
施設名称（愛称）の公募、選定					
施設設置条例の制定					
指定管理者の選定、決定					
開館準備業務					
備品・什器の選定、納品					
施設パンフレットの作成、ホームページの開設等の広報宣伝業務					
施設予約システムの整備、利用者説明会の開催、貸館利用事前受付					
運営マニュアルの作成、スタッフ研修・訓練の実施					
プレイベント、開館記念事業、オープニングイベントの企画、実施					

※上記には検討期間も含む

2. 開館準備計画

(1) 開館準備計画の考え方

- 複合施設の供用開始前より、施設の利用予約の受け付けや、ホームページの立ち上げ、オープニングスタッフの研修などの開館準備を行います。
- 供用開始時のオープニング記念イベントや初年度の生涯学習講座については、特に、実施企画を早期に行っていく必要があります。
- 円滑に開館準備を進め供用開始につなげるため、施設運営を担う指定管理者が開館準備に関与するものとし、指定管理者候補者を定め、本計画に基づく具体的かつ綿密な運営計画の立案、また開館準備業務に携わることを想定します。

(2) 施設名称（愛称）について

- 施設名称については、基本計画、基本設計でとりまとめた施設の基本理念や考え方などを踏まえ、それに相応しい施設の名称を検討し決定します。
- 施設の愛称については、市民をはじめとする多くの利用者に親しまれる施設となるよう、広く公募し選定することとします。
- 多くの方に応募いただくためにも、応募資格等は設けず、郵送、インターネット等の様々な方法で受け付けを行います。
- 決定した愛称の応募者に対しては、開館記念式典への招待や表彰状の贈呈なども検討します。
- 愛称は、複合施設整備の認知度向上や指定管理者候補者の行う開館準備業務にも関係するため、令和6年度に決定できるよう取り組みを進めます。

(3) 開館準備業務の内容

- 以下の業務を想定し、市と指定管理者候補者で適切な役割分担に基づき実施します。
- 各種の企画については、指定管理者候補者と協議し、市民参加の機会をつくることを検討します。

① 各種規則・ガイドブック等の作成

- ・ 運営に必要な詳細な規則や利用ルールをまとめ、運営マニュアルや利用者向けのガイドブック等を作成します。
- ・ 規則については、貸館の予約単位や利用料金などの施設運営の根幹をなすもの、ルールについては、館内の飲食可能エリアの設定や、貸館利用時の利用者が守るべき事項など、運営のより具体的な内容を定めていきます。

② 人材育成（スタッフの研修等）

- ・ 複合施設が円滑にオープニングを迎えられるよう、運営スタッフを早期に確保し、施設供用開始前から研修等を行っていきます。
- ・ コミュニティマネージャーとコンシェルジュスタッフは特に、施設や運営ルール等の把握や習熟といった研修のほかに、接客などのホスピタリティに関わる教育訓練の導入について検討します。
- ・ コミュニティマネージャーについては、研修等と並行して、各種企画に関与していくこととします。

③ 広報宣伝計画（ホームページ制作、パンフレット制作等）

- ・ 施設の広報宣伝計画を立案し、ホームページや施設パンフレットを制作します。
- ・ 施設の広報宣伝は、多様な世代へのアプローチを狙い、複数の方法により行っていくものとします。また、これまで生涯学習の機会に触れることのなかった世代が、何かのきっかけで複合施設を知ってもらえるような工夫も検討します。
- ・ 複合施設で行われているイベント、生涯学習講座、健診などの情報を一元的に知ることができる、施設ホームページを立ち上げ、施設の予約まで完結できるようにします。
- ・ ホームページのほか、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報提供を行います。また、「広報しらかわ」や市公式 HP 等を活用した案内を行います。
- ・ 口コミによる情報の広がりにも着目し、「きっかけ作り」の取り組みの一つとして、コミュニティマネージャーなどによる各種活動の発信を検討します。

④ 初年度の運営計画・オープニング記念イベントの企画

- ・ 初年度に実施する生涯学習講座の企画を行います。
- ・ 供用開始時のオープニング記念イベントの企画を行います。

⑤ 施設利用の受付

- ・ 供用開始と同時に施設利用ができるよう、受付についてはオープン前に開始します。
- ・ 受付開始に先立ち、利用者説明会を開催するなど、利用に際しての疑問や不安等に応える機会や方法について検討します。
- ・ 受付開始や利用者説明会の案内など、広報や市の SNS など複数の媒体を用い、広く周知を図ります。

3. 既存施設・跡地の利活用について

(1) 既存施設・跡地利活用の基本的な考え方

- 本市の市民一人当たりの公共施設延べ床面積は、全国平均を上回っている状況となっている一方で、本市の公共施設は老朽化が進行しており、その維持更新費が今後増大していくことが見込まれ、厳しい財政的制約の中、いかにして計画的かつ効率的に対応していくかが課題となっています。
- このことから、公共施設の機能集約・移転による多機能化、複合化等を積極的に進め、資産利用価値の向上を図り、施設総量の削減を目指していきます。

(2) 各施設・跡地の利活用の考え方

① 中央公民館

- ・ 複合施設に導入される生涯学習センター（仮称）では、中央公民館の機能を継承します。
- ・ 中央公民館の建物は、昭和42年3月に竣工、築50年以上が経過し老朽化が著しい状況です。また、用地も借地となっています。
- ・ 白河市公共施設等総合管理計画では、市全体の公共施設に係る維持管理経費を抑える必要があることから、重複する機能は基本的に置かないという方針としています。
- ・ 今後、老朽化の度合いなど施設個別の事情を考慮し、安全確保の観点からも、施設を維持するかどうかを含めて、利活用について検討します。

② 中央保健センター

- ・ 中央保健センターは、複合施設に移転します。
- ・ 中央保健センターは、平成元年4月に開設し、築30年経過しているものの、建物を再利用できる可能性は高いと思われます。
- ・ 白河市公共施設等総合管理計画では、市全体の公共施設に係る維持管理経費を抑える必要があることから、重複する機能は基本的に置かないという方針としています。
- ・ 今後、民間団体への貸与や譲渡についても視野に入れつつ、建物を含めた利活用について検討します。

③ ファミリーサポートセンター

- ・ 子育て支援センター（仮称）には、「ファミリーサポートセンター」、「ホームスタート」、「ギッズパーク（屋内遊び場）」、「子育てひろば」、「託児スペース（一時預かり）」の5つの施設機能を設ける計画であり、サンフレッシュ白河内の機能と重複することから、当該機能は整理していく方針です。
- ・ 今後、施設の空きスペースについて、担当部署を中心に利活用を検討します。

④ ホームスタート、子育てひろば、屋内遊び場

- ・ 子育て支援センター（仮称）には、「ファミリーサポートセンター」、「ホームスタート」、「ギッズパーク（屋内遊び場）」、「子育てひろば」、「託児スペース（一時預かり）」の5つの施設機能を設ける計画であり、マイタウン白河内の機能と重複することから、当該機能は整理していく方針です。
- ・ 今後、施設の空きスペースについて、担当部署を中心に利活用を検討します。

白河市複合施設管理運営基本計画（案）

発行：令和6年7月

発行者：白河市

編集：白河市役所 市長公室 地域拠点整備室

〒961-8602

福島県白河市八幡小路7番地1

TEL：0248-22-1111（内線2336・2337）